



Title	北大立法過程研究会資料 消費税廃止関連法案の立案・審議過程
Author(s)	大島, 稔彦; OSHIMA, Toshihiko
Citation	北大法学論集, 41(4), 249-323
Issue Date	1991-03-28
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16791">https://hdl.handle.net/2115/16791</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(4)_p249-323.pdf



〔北大立法過程研究会資料〕

# 消費税廃止関連法案の立案・審議過程

大島 稔彦

## 目次

はじめに

一 消費税廃止関連法案の概要

二 立案過程

(1) 四党・法制局・調査室の関係と態勢

(2) 消費税廃止三法案と税制再改革基本法案

(3) 代替財源五法案

(4) まとめ

## 三 審議過程

- (1) 特別委員会設置問題
- (2) 特別委員会設置前の論議
- (3) 本会議趣旨説明
- (4) 税制問題等特別委員会の審議  
委員会採決
- (5) 本会議採決
- (6) 衆議院
- (7) まとめ
- (8) まとめ

付 第一一八回国会衆議院における審議

〈資料1〉 〈資料15〉

## はじめに

消費税を導入した税制改革関連六法は、一九八八年（昭和六

三年）二月二十四日に成立し、消費税法は翌八九年（平成元年）四月一日から施行された。しかし、消費税導入に対する反対は強く、これにリクルート疑惑事件が絡まり、八九年の選挙はいずれも与党自民党の大敗となった。この年の通常選挙の結果、参議院は与野党逆転となり、野党は、連合政権構想をにらみつ

つ、共同で消費税廃止法案を提出することに合意し、少なくとも参議院で可決することを目標とした。

ここでは、臨時国会である第一一六国会において野党四党から提出された消費税廃止関連九法案が、どのような過程を経て立案、発議され、どのように審議されたのか、その事実経過を、立案にあたった参議院法制局に席を置いた立場からの視点を中心にまとめてみたい。したがって、立案・審議の全過程を網羅的に明らかにするものではないことをご了承願いたい。

## 一 消費税廃止関連法案の概要

消費税廃止関連九法案の発議者は、次の八名の議員である。

久保亘、佐藤三吾、梶原敬義、小川仁一（以上日本社会党・護憲共同）

峯山昭範、太田淳夫（以上公明党・国民会議）

笹野貞子（連合参議院）

勝木健司（民社党・スポーツ・国民連合）

発議にあたり、賛成者として名を列ねたのは、全員で一一〇名、発議者と同じ会派の議員に加え、参院クラブ二名、無所属五名が含まれている。

法案は、消費税廃止三法案、税制再改革基本法案、代替財源五法案の三グループに大別される。その概要は次のとおりである。

### I 消費税廃止三法案

消費税を廃止するための法案で、そのための措置及び関係規定の整備を行うものである。

消費税の廃止だけであればこれで足りることになる。

#### ① 消費税法を廃止する法律案（第一一六回国会参第一号）

本則で、消費税法を平成二年四月一日をもって廃止することとし、附則で消費税の経過措置などの後始末を行うこととしている。経過措置としては、廃止前に行われた課税資産の譲渡等については原則としてなお従前の例によるものとし、ただし特例として、平成二年三月三十一日の属する課税期間は同日までの期間とし、個人事業者に限りその確定申告期限を同年六月三〇日とすることとする。その他、廃止後の仕入れに係る対価の返還等を受けた場合等についての経過措置を定めるほか、関係法律の改正等規定の整備を行う。

#### ② 消費譲与税法を廃止する法律案（参第二号）

消費税収の五分の一を消費譲与税として地方に譲与する

こととしている消費譲与税法を、消費税法の廃止に伴って、平成二年四月一日をもって廃止する。また、消費税収は消費税法廃止後の平成二年度以降も見込まれるが、平成二年度の消費税収についてもその五分の一を消費譲与税として地方に譲与することとする。

### ③ 地方交付税法の一部を改正する法律案（参第三号）

消費税収の五分の四の二四％は、地方交付税の財源とされ、地方に配分されているが、消費税法の廃止に伴い、地方交付税の対象税目から消費税を除くこととする。また、消費譲与税と同様に、平成二年度の消費税収についてもその一定割合を地方交付税とすることとする。

## II 税制再改革基本法案（参第四号）

消費税廃止後に行う税制再改革の趣旨、環境整備、基本原則及び基本方針を定め、その再改革の手続を定める。先の税制改革を否定し、税制再改革を行おうとするものである。

税制再改革の環境整備としては、行財政改革の一層の推進、社会保障総合計画の策定、高齢化社会における社会保障と国民負担のあり方についての国民合意の形成等を必要とする。

税制再改革の基本原則は、次の五原則とする。

### ① 民主的手続による国民の合意に基づくこと。

### ② 税負担の公正・公平を確保すること。

③ 総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視しつつ応益負担にも配慮し、直接税を主、間接税を従として、所得・資産・消費等の均衡ある税法系の構築を図ること。

④ 安定した地方財政の確立を図り、分権・自治の発展に資すること。

⑤ 税制の社会的再配分機能の向上に配慮して、活力ある福祉社会を支える税制をめざすこと。

税制再改革の基本方針は、各種特例措置の抜本的な整理合理化、納税環境の整備により税負担の不公平を払拭すること、所得・資産・消費等に対する均衡のとれた課税がされること等を柱とする税法系の構築をめざすものとする。

具体的手続として、国民税制改革協議会を設置する。国民税制改革協議会は設置後二年を目途に調査審議の結果を報告するものとする。その報告されたものから順次立法措置を講じていくものとする。

税制改革法を廃止する。

## III 代替財源五法案

消費税が廃止され、二年後を目途に税制再改革が行われるが、その間の代替財源として、以下の税制改正を行うものである。

① 法人税法等の一部を改正する法律案（参第六号）

有価証券譲渡益課税の源泉分離課税につきみなし譲渡利益率を七％に引き上げ、有価証券取引税の税率を引き上げる。

土地譲渡所得につき保有期間の長短区分を一〇年に戻し、超短期譲渡所得の特例を延長する。

法人税につき、基本税率の引下げの凍結、賞与引当金等の圧縮、受取配当益金不算入割合の引下げ等を行う。

相続税及び贈与税の最高税率七五％を復活する。

酒税及びたばこ税の税率を平均三％引き上げる。

② 通行税法案（参第七号）

旧通行税を復元する。ただし、税率は五％とする。

③ 物品税法案（参第八号）

旧物品税を復元する。

第一種品目の税率を一〇％及び八％とし、第二種品目の税率を八％、六％及び四％の三段階とする。

④ 入場税法案（参第九号）

旧入場税を復元する。ただし、税率は五％とする。

⑤ 地方税法の一部を改正する法律案（参第一〇号）

電気税・ガス税を復元し、税率を電気税三％、ガス税二％

とする。

特別地方消費税を料理飲食等消費税とし、税率を一〇％とする。

ゴルフ場利用税を娯楽施設利用税とし、旧税を復元する。

地方たばこ税の税率を引き上げる。

国税改正に伴う住民税等の改正を行う。

## 二 立案過程

(1) 四党・法制局・調査室の関係と態勢

立案にあたっては、政策調整・決定は四党が政策審議会及びその事務局を中心として行い、その内容に従って意見交換・調整を行いながら参議院法制局が法案化を進めた。参議院常任委員会調査室は、その役割は詳らかにしないが、税財政を中心に各分野の政策問題の検討などにより、政策形成への補佐を行ったと見られる。

四党は、それぞれ政策審議会とその事務局を置いているが、事務局はいずれも衆参通じて各一であり（連合参議院は参議院のみ）、消費税廃止関連法案に関わったスタッフの数は必ずしも多くはない。伝えられるところによれば、各事務局三〜七名と

いわれ、臨時的な応援態勢をとったとしても若干増員がある程度のものである。四党の共同の態勢としては、政策審議会長会議が最終的な判断をしたようであり、中心となつたのは、これに若干の政策審議会メンバーなどを含めて設けられた「四党税政改革協議会」である。このほか、政策審議会事務局スタッフの合同会議が、細かな政策検討・積上げを行ったようである。法制局は、事務分掌規定からすれば、大蔵委員会担当課と地方行政委員会担当課とが当たることになるが、両課で総勢八名であり、対応しきれないので、プロジェクトチームを結成した。最終的にチームは、部長三名、課長四名、課員一七名で構成された。

調査室も実質的にプロジェクトチームが構成され、予算委員会、大蔵委員会、地方行政委員会の調査室スタッフを中心としていたようである。

実際の立案の進め方は、各党ですでに検討していた政策を持ち寄り、政審事務局の協議で検討・調整を進め、これに基づいて四党税制改革協議会で決定し、合意に至らなかつた分は政策審議会長会議で決定する、という過程を経たようである。関係する議員は、各党の内部検討や、メンバーであれば四党税制改革協議会に関与したと思われるが、発議者はこれらに加わって

はいなかつたようである。事務局レベルでは、社会党政審事務局が協議の中心になつたようである。

法制局との立案協議は、社会党政審事務局を主たる窓口とし、そのスタッフと法制局とが随時意見交換、調整を行つて進めた。そのほか、各党政審事務局と法制局との全体合同会議を開いて協議を進めることもあつた。法制局の補佐は、要綱で示された政策の法的可能性、合理性を検討し、これに基づいて再度四党側と協議し、条文化して最終的に法案化することが中心である。このほか、要綱、新旧対照表、参照条文などの審議用の法案関係資料の作成・印刷と、発議者補佐用の想定問答集、法案逐条解説、その他の資料の作成・印刷、さらに発議者へのレクチャーなどを行った。

他方、調査室は、やはり社会党政審事務局を窓口とし、政策関係の想定問答集と関係資料の作成を担当したようである。政策形成・調整や立案に関しては、調査室と法制局との間に直接の連絡・協議は行われず、合同会議ももたれなかつた。

以下の立案過程は、資料2の一覧を参照されたい。この一覧は、四党と法制局との立案上の関係を、二つに分けて日程を追つて表にしたものである。ただし、立案上の問題点については、随時担当セクション間で意見交換・協議を行つていたので、そ

のような細かな動きには触れていない。

(2) 消費税廃止三法案と税制再改革基本法案

四党の消費税廃止の方針は通常選挙の公約で明らかにされているが、税制再改革の内容は、四党でまとめた八八年八月一日付「不公平税制是正共同提案」や八八年一〇月一八日の「税制に関する基本構想」（資料3参照）の内容を引き継いでいるといえよう。

廃止三法案の立案はなし崩し的に始まっている。八九年六月二五日の参議院新潟補欠選挙の結果、廃止法案を提出するといふ動きが活発になってきたようであるし、七月二日の都議会選挙の結果がさらにこの動きを促進したといえよう。七月二三日の通常選挙の結果これは確定的となり、翌二四日に公明党から廃止法案を提出したい旨の打診があり、法制局でも廃止法案の内容について内部検討に着手している。

廃止法案立案の正式依頼は、八月七日、社会党政策審議会議長からされたと理解している。この段階では、社会党からの依頼とされている。なお、この日一一五臨時国会が召集され、海部新内閣が発足した。一二日の国会最終日には、第一回の四党税制改革協議会が開催され、立案方針の大筋が議論されている。

この時点ではまだ顔合わせ程度で、法案内容は各党が後に持ち

寄ることとされ、代替財源についても法案化するか要綱によるか未定であったようである。

八月四日、四党の政審事務局長から立案依頼があり、これが四党としての正式立案依頼と受けとめられる。一六日、法制局の担当と社会党政審側との懇談会がもたれ、今後の基本方針、法案の概要についての協議が行われた。ここで、廃止三法案と税制再改革法案とを先行させること、代替財源は項目を整理中であつて、法案としての内容を検討していること、が伝えられ、この段階で代替財源は法案の形にすることがほぼ固まっていたと思われる。一九日には四党の政審会長会談があり、二三日にこの会談を受けて四党税制改革協議会が開かれ、廃止関連法案の内容の概要が大筋合意されたようである。この会議に提出された四党政審事務局作成の討議資料に基づき、二一日に、法制局に対しても概要説明がされている。このように立案の全容がほぼ明らかになったことに対応し、法制局も、この日、当面一七名によるプロジェクトチームを発足させた。

廃止三法案については、前述のように通常選挙後から法制局内部の検討は進められていたが、八月二二日に、その検討結果による概要をまとめ、四党側にこれを説明した。二三日、四党税制改革協議会は、これに基づいた廃止三法案の法案骨子に合

料 意した。しかし、法案の経過措置につき、若干未解決部分が残り、この内容が固まったのが二五日頃であり、法案内容がほぼまとまったのは九月初めとなった。九月一日には社会党の税制改革勉強会で法案の概要を説明し、二一日には発議者及び政

審事務局に最終的な法案の内容を説明している。つまり、廃止三法案の立案作業はほぼこの頃に終わったといつてよい。なお、八月二三日、参議院自民党に井上吉夫議員を座長とする税制改革研究会が設置された。自民党は、この研究会の研究・検討の結果の上に立つて審議に臨むとした。

税制再改革基本法案については、八月二三日の廃止三法案骨子の決定と同時に「税制の再改革の基本に関する法律案大綱」(資料4①)が四党税制改革協議会で決定された。ただし、代替財源法案についてはこの日は調整を持ち越している。この大綱に基づき、法制局は条文化作業を開始し、九月上旬にいろいろな叩き台の案を作り、四党と折衝を重ねながら詰めの作業を進めた。一三日には、四党側から、全法案の構成についての考え方、つまり廃止・再改革・代替の関係を明確にする回答を受け、これに基づいて法案の形が定まったのが二〇日前後である。発議者に対する法案の説明は、廃止三法案と同時の九月二一日に行われ、実際に法案を印刷し、発議者に引き渡したのが九月

二七日である。この間、法制局は、新旧対照表、逐条解説などの関係資料の作成作業を行っている。これらの法案が発議されたのが一一六臨時国会の召集日、九月二八日である。

### (3) 代替財源五法案

代替財源五法案の立案に備えて、法制局のプロジェクトチームは陣容を拡大し、合計二四名とした。五法案は、当初の案からいろいろと内容に変遷があり、八月三〇日頃には大要が決まったものの、細部では未定の部分が多くあった。ほぼ内容が固まったのが九月二六日の「消費税廃止・税制再改革法案の提案について」(資料4②)であり、これを若干修正したのが一〇月二〇日の四党政策審議会議長会議で、これを受けて四党税制改革協議会の最終合意が、一〇月二四日、「消費税廃止関連全法案の合意に当たって」(資料4③)及び「消費税廃止に係る法案等の共同提案について」(資料4④)として公表された。これまでの間、法制局側と社会党を中心とした四党側とで、随時、意見交換、調整が行われている。

代替財源に並行して、所得税減税の立案も進められたが、その扱いをどうするかは先送りにされていたところ、九月一六日になって代替財源とは分離することに決定された。しかし、最終的には、法案は完成したものの、一〇月一七日になって提案

が見送られることとなった。また、代替財源案の一つであったトランプ類税の復元は、税収額、課税対象などを考慮し、九月下旬ころに取り止めとなっている。

代替財源の立案上の懸案は、次のような点が主なものであった。第一に、最後まで酒税の税率が確定しなかった。これは技術的な問題であるが、その根拠資料等の問題があり、確定的な判断が困難であったと思われる。第二に、個別間接税については税率などがなかなか決まらなかったが、中でも特に物品税の復元、そのうちでも特に自動車の税率は二転三転した。これは、民社党関係に異論があったためと言われている。第三に、株式譲渡所得の増税については、小口取引に特例を設ける問題があった。これは結局、技術的に小口取引を把握することが難しいということで見送りになった。第四に、地方税については、事業税への外形標準課税の導入が方針とされていたが、最終段階では見送りになった。また、自動車の物品税問題と同様の事情で、電気税・ガス税の税率が最終段階まで決まらなかった。

このような経緯を経て、一〇月二五日、法制局から四党側に代替財源五法案が引き渡され、四党は翌二六日にこれを発議した。なお、法制局は、一〇月三一日から十一月二日にかけて発議者に対する法案説明を行っている。

#### (4) まとめ

消費税廃止関連九法案は、四党の共同立案・提出であるが、複数の政党が共同して法案を発議する過程は、いくつかのパターンに分けられる。第一は、一つの政党が案を策定し、他の党がこれに相乗りの形で共同提案にいたるパターン、第二は、各党が協議しながら立案し、その結果成案が得られて共同提案となるパターン、第三として、一つの政党を中心として案を形成していき、その間、各党と調整を行いながら共同提案にこぎつけるパターン、が挙げられる。この廃止関連九法案は、どちらかというときと社会党を中心として立案されていき、その間他の三党と政策協議をしながら調整を行い、その結果を法制局に持ち込んで法案化する、という過程をとったとみられる。実際に、条文化・法案化作業は社会党政審事務局を窓口として進められており、これとは別個に社会党政審を中心に他の三党との協議が進められている。つまり、四党の協議と法制局の条文化作業とは一応切り離されていて、四党の協議の結果が法制局に持ち込まれ、これに基づいて法案化が進められ、問題が生じたときも社会党政審を通じて四党側に伝える、という過程を経ている。例外的に、四党の政審スタッフが共同して法制局と問題点協議を行うこともあったが、中心は社会党政審を窓口としたといえ

料  
よう。

立案過程に議員がどのように関与したかは、あまり明確ではない。少なくとも条文化の過程では議員が直接関与したことはなかったと思われる。また、政策面に関与したと思われる調査室も、条文化の過程で法制局との協議などの接触はなかった。

立案上の問題点は、細部にわたるまでさまざまあるが、主に次のような点が問題となった。第一に、廃止・再改革・代替財源がどのような関係にあるか、全体としてどのように構成されるかが問題であった。最終的に、これに対する考え方が明らかになったのが、九月二〇日頃である。第二は、再改革の内容をどのような形で基本法案にまとめるかの問題である。立案担当としては苦労したところと思われる。第三に、実現はしなかったが、立案過程で代替財源案を一本の法案とする案が浮上した。これはいろいろな技術的な問題があつて無理ということになり、結果的には断念することとなった。一本化案は、再改革基本法案の施行から再改革までの期間（二年を目途とする）との関係があつたと思われる。第四に、代替財源案の物品税、通行税、入場税などは古い法律による税制なので、その復元を新規立法によって行う方法に苦労した点などである。

### 三 審議過程

#### (1) 特別委員会設置問題

廃止関連九法案の審議前に問題となつたのは、審議の場を特別委員会とするか常任委員会とするかであり、この特別委員会設置問題が与野党の前哨戦であつた。野党四党は、特別委員会を設置し、九法案を一括・集中して審議する方針を主張し、他方自民党は、大蔵委員会と地方行政委員会それぞれ担当すべき法案を分離・個別に審議すべき旨を主張し、両者は平行線をたどつた。この問題には、特別委員会の審議の主導権を握る委員長ポストをどちらがとるか、も関係していた。結論がでるまでは、この国会で問題になつたパチンコ献金疑惑も絡んだと見えて、かなりの時間を要した。結局、特別委員会は設置されることになり、特別委員長は第一党である自民党から選出することとなった。なお、参議院自民党国対委員長は、審議入りする以上は採決に至る旨の発言をしたと報じられた。

審議入りに関しては、この他にも問題が提起されていた。一つは、どのような審議方法をとるか、発議者が答弁するとしてその補佐をどうするか、の問題で、八月頃から折衝の動きがみられた。内閣提出法案の審議は、一問一答形式で担当大臣に質

疑をし、大臣の答弁を政府委員が補佐し、さらに細かい点は説明員として各省課長クラスが答弁する、という形をとる。これと同じ形式をとる場合、発議者についてもその答弁補佐が必要であり、政党の職員を説明員として答弁させるべきである、とするのが四党側の主張である。この問題は、議院運営委員会理事會などで協議されたようであるが、結局、説明員は認められないこととなった。第二に、審議対象を廃止関連法案に限るのか、その他にも関連事項を広く審議できるようにするのか、が問題とされた。四党は法案審議に限定する方向であるのに対し、

自民党は野党連合政権協議を見据えて、広く政策問題を議題としたいとした。この点は、結局、特別委員会設置に際し、その名称を「税制問題等に関する特別委員会」と「等」を入れて、広く政策問題まで審議できることとされた。

## (2) 特別委員会設置前の論議

参議院の特別委員会は八九年一月八日に委員四五人として設置されたが、前述のように設置前、つまり法案審議入りの前に廃止法案・再改革基本法案・代替財源の内容はほぼ公表されていたので、これに関する論議が既に開始されていた。論議の場は、主に、一〇月四日から六日までの代表質問、一日から一八日までの衆議院予算委員会、二〇日から三〇日までの参議院

院予算委員会である。論議は代替財源を中心に行われ、特に物品税復元問題、自然増収の代替財源化問題の妥当性が取り上げられている。

## (3) 本会議趣旨説明

廃止関連法案の審議は、一月八日から開始された。資料6は、以後の審議を一覧にしたもので、質疑議員、質疑の主な項目を、日程及び時間を追ってまとめた。質疑項目は網羅したものではなく、力点と思われるものを羅列したに過ぎない。詳細は会議録を参照されたい。

一月八日は、参議院本会議において、発議者を代表して久保議員が法案の趣旨説明を行った。これに対する質疑は、自民党、社会党、公明党、共産党、連合参議院、民社党がそれぞれ行った。先例に従い、質疑の際には、発議者八名の内五名が交代で答弁席に座ったが、趣旨説明の間は、特に、他の七名全員が答弁席に着席することが認められた。質疑内容は、法案内容を中心に、税制とこれに関連する政策が広く取り上げられ、以後の論点がほぼ網羅されていたといつてよい。

## (4) 税制問題等特別委員会の審議

本会議趣旨説明を受けて廃止関連法案は特別委員会に付託されたが、審議の運営事項は一月九日の理事懇談会で協議され

料 た。その結果、委員会及び理事会に出席を認める者の範囲、傍聴・録音・撮影・モニター放送・テレビ放送の許可、質疑時間の割当て・質疑順・関連質疑など、通常の委員会審議における運営事項と同様の事項について合意したほか、特に次のような事項も合意された。第一に、委員会開会日は火曜日から金曜日までの毎日とするが、月曜日は弾力的に運用する（実際には月曜日も開会した）こと、第二に、答弁者側からする質疑予定者

に対する質問取りは、発議者側から、議員又は公設秘書（第一秘書と第二秘書）、あるいは、この議員又は秘書に同行する政党職員が行うこととし、質疑予定者は質疑前日までにこれに対応すること、第三に、審議においては発議者以外の答弁は認めないが、発議者一名について事務補助者一名を認め、その補助者の氏名は事前に委員長に届け出ること、である。また、当面、一三日から一六日まで各党一巡で総括質疑を行う、各党の最初の質疑についてテレビ放送を行うことも合意された。

一月一〇日、委員会が開かれ、久保議員より法案の趣旨説明が行われた。

質疑予定第一日の一三日、「法案ミス問題」が浮上し、この日の朝のマスコミでもすでに問題点が報道された。委員会開会直前に開かれた理事会はこの問題を協議したが、四党側は、ミス

は事務的なものであるから法案正誤で処理し、直ちに審議に入るべきことを主張したのに対し、自民党は、政策問題に関わる重要な事項であるから、一旦法案を撤回し、出し直すべきで、このままでは審議に応じられないとした。理事会の協議は結論がでず、物別れとなった。問題は国対委員長会談に移され、その結果、委員会において発議者から法案の改めるべき箇所について説明し、釈明する、今後の取扱いは委員長に一任する、具体的には最終の採決段階で四党側から修正案を提出して、該当部分を修正することとし、翌日から審議に入ることで合意した。一三日の委員会は取り止めとすることが確定した。一四日の午前の理事会は、この方向を確認するが、釈明文の表現等について最終的な合意に至らず、質疑開始は午後にはずれ込んだ。委員会の冒頭、発議者を代表して久保議員から法案の改めるべき箇所について説明・釈明し、審議をお願いする、この件は委員長預かりとし、委員長から採決時に修正案を提出してもらう旨を発言する、といった経緯を経て、質疑に入った。

質疑は、一四、一五、一六、一七日と一巡するが、自民党は、一四日の鎌田委員の質疑で、代替財源案の初年度税収見積額がおかしいのではないかという問題を取り上げている。この問題は後々まで尾を引き、杓掛委員もこれを受け継いで質疑を行っ

ているが、必ずしも明確な答弁が得られたとは言いがたい。

次に問題とされたのが、一六日の宮沢委員の質疑でクローズアップされた再改革基本法案八条二項の憲法問題である。同条は、同法案によつて設置される国民税制改革協議会がその審議の結果提出する答弁を受けて、内閣及び国会が必要な措置を講ずるものとする旨の規定であるが、国会が内閣総理大臣の諮問機関の答申に拘束されるとする規定は憲法違反である、という主張である。審議は、質疑者が発議者の答弁に納得せず、一時中断し、理事会預かりとなった。理事懇談会では、立案に当たつた参議院法制局長の意見を聴いたが、質疑者はこれにも納得せず、再開後の委員会でも再度法制局長の答弁を求めた。これについても宮沢委員は納得しなかつたが、テレビ放送の日程があり、この問題は後日に先送りされた。

この後、一七日までは野党の質問順で、主に消費税廃止の主張が続けられた。しかし、同日の午前の理事懇談会で新たな「法案ミス」が問題にされた。これは、法人税法等の一部を改正する法律案中相統税法の改正の施行期日の問題であつて、午後の審議で野末委員がこれを取り上げた。同議員の質疑を最後に質疑各党一巡して総括質疑が終了したが、その後の理事会において、自民党は、憲法問題も含めて、強く法案の撤回を求めたが、

四党側は、これに反発して協議は物別れとなつた。理事会は、再び二〇日に開かれたが、一応内閣法制局の意見を聴いて決着を図ることになり、同日午後、委員会を開会した。

この質疑は、谷川委員によつて行われたが、この日から一般質疑に入ったことになる。谷川委員は、税制再改革基本法案八条二項の規定について内閣法制局長官の意見を質したが、長官は、現行法制上非常に問題があるという趣旨の答弁をし、自民党と四党の意見は真つ向から対立することとなつた。谷川委員は法案撤回を強く要求して、委員会は休憩に入ったが、理事会の話し合いは平行線をたどり、そのまま散会となつた。その後、二一、二二、二四日と理事懇談会が断続的に開かれるが、進展を見なかつた。一七日には、自民党国対委員長の見解が公表され(資料7)、これに対して二〇日、四党派の国対委員長連名で抗議声明が公表されている(資料8)。また、二二日、発議者から基本法案八条についての見解が記者発表されている(資料9)。

結局、理事懇談会では動きがとれなくなり、二四日に至り、特別委員長が各党へ事態打開の努力を要請することとなつた。これを受けた形で、国対委員長会談が、個別会談も含めて断続的に開かれ、この結果、八条は修正し、委員会が再開することとなつた。この結論は二四日の理事懇談会で確認され、質疑再

資料 開することとなった。二七日朝、四会派の代表者は、連名で、議長に対して法案修正と審議促進を内容とする申し入れをし、議長から委員長に対してこの旨が伝えられ、委員会冒頭にこの経緯が委員長から報告された。委員会は一週間ぶりに再開された。

この後、一般質疑が続行されるが、沓掛委員の質疑で再び代替財源案の初年度税収見込額が問題とされ、これが明らかにならないとして審議が一時中断した。この外では審議は順調に進み、二七日には、公聴会の日程と、地方公聴会の代わりに行う参考人質疑日程とについて、理事会で協議・合意している。質疑は自民党委員中心に進められ、各委員は各自の専門分野や担当部会などに応じたテーマによって質疑を展開している。野党連合政権協議に関連した直間比率、国民負担率、エネルギー対策、福祉・高齢者社会、外交、農業問題、国際化社会問題など、法案そのものよりも幅広い政策分野での議論が目立った。なお、一二月一日、自民党は消費税の見直しに関する決定をし、共産党の委員はこれに関して質疑を行っている。

一二月五日には公聴会が、六日には参考人を招いての質疑がそれぞれ行われた。公聴会は、自民党、四会派、共産党が推薦した公述人が公述する形をとり、それぞれの推薦に対応した意

見を述べている。一般公募も行ったが、一二月四日の段階で見送られている。公述人及び参考人は次のとおりである。

公述人 (午前) 日本経営者団体連盟会長

名古屋市立大学教授

西友顧問

立教大学教授

(午後) 全国商工会連合会会長

中央大学教授

中京大学教授

全国婦人税理士連盟大型間接税

対策特別委員長

福岡県久山町長

日本生活共同組合連合会理事

参考人 (午前) 経済評論家

経済評論家

全国間税協力会総連合会会長

主婦連合会副会長

(午後) ジャーナリスト

税理士

税理士

鈴木 永二

牛嶋 正

坂本 春生

和田 八束

佐田 宗二

富岡 幸雄

水野 正一

粕谷 晴江

小早川 新

日和佐信子

河野 光雄

井上 隆司

吉岡 勝

中村 紀伊

山口 令子

関本 秀治

大島 隆夫

日本労働組合総連合会社会政策局長

土井 隆史

千葉県館山市長

半澤 良一

武蔵大学教授

今井 勝人

二月七日から一般質疑が再開されたが、この日の午後、松浦委員は、再改革の期間は二年では實際上無理であろうという趣旨を主張し、さらに代替財源案の地方財政措置を問題とした。後者については、廃止後に見込まれる消費税収のうち平成三年度以降の分が、本来譲与税と地方交付税として地方に配分されるはずであるのに、その措置を講じておらず、国のものになってしまうのは、少なくとも政策の誤りではないかとした。発議者側との論議は平行線をたどり、審議は中断し、理事会の協議に委ねられた。結論は保留のまま質疑は続行され、次の山岡委員は、物品税法案に新たな誤りがあるのでないかとする質疑を行った。この問題も全く平行線の議論に終始し、質疑は中止され、先送りとなった。同日の質疑終了後理事懇談会が開かれ、松浦委員の指摘した問題は法案修正することが合意され、八日の理事懇談会で修正案を持ち寄ることとなった。山岡質問については、相互に論点を整理すべきとされた。

・ 八日の質疑で問題とされたのは、「予算を伴う法律案」に該当

するかどうかであった。消費譲与税法を廃止する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案は、国会法にいう予算を伴う法律案に該当し、法案発議の際に経費を明らかにする文書を付さなければならぬ、これを付さなかったのは手続き違背である、とする主張である。予算を伴う法律案に該当すると内閣の意見を聴かなければならないが、消費税法を廃止する法律案はこれに該当することとされているので大蔵大臣が意見を陳述するのに対し、地方財政に大きな影響を与える地方財政関連の二法案については自治大臣は意見を述べられない、という事情もからんでいたようである。四党側は、これら二法案は、消費税法を廃止したことに伴う整理を内容とするので、これによって予算を伴うことにはならない、とした。同日の昼に開かれた理事懇談会では、修正案内容については最終的に合意に達したが、予算を伴う法律案の件については、事務局側の先例上問題がないとする答弁にも自民党は納得せず、ただ採決が間近のことにより議院運営委員会に検討すべき課題として申し入れることとして、決着した。次いで、八日に一般質疑を終了すること、一日に締め括り総括質疑を行うこと、総括質疑総局後採決に入る事が決定された。

(5) 委員会採決

一二月一日、締め括り総括質疑が行われ、テレビ放送が入つて、各党一巡の質疑をした。質疑終局後、社会党理事から修正の動議が提出され、修正案六件が議題に供されて修正の趣旨と要旨（資料12①～⑥）が説明された。

次いで、内閣の意見が聴取された。内閣の意見は、消費税法を廃止する法律案、税制再改革基本法案、法人税法等の一部を改正する法律案に対する修正案及び物品税法案に対する修正案について大蔵大臣から、消費譲与税法を廃止する法律案に対する修正案及び地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案について自治大臣から、それぞれ述べられた。これらの修正案が予算を伴う修正案とされたのは、修正対象である原案が予算を伴う法律案に該当するかどうかとは別に、修正案がその原案に対して歳入減又は歳出増をもたらすかどうかで判断したことによるものとされ、この点について内閣の意見を聴く、という形をとることとなった。内閣の意見としては、大蔵大臣が、

二法案に対して反対、二修正案については、原案に反対なので修正部分についてのみ意見を述べるのは適切ではない旨を、自治大臣が、二修正案について、原案に反対なので修正部分についてのみ意見を述べるのは適切ではない旨を、それぞれ述べた。

（なお、一一八国会における衆議院の取扱いも参照されたい。）

討論は、自民党が各案に対して反対、四会派が各案及び各修正案に賛成、共産党が廃止三法案及びこれに対する修正案に賛成・他は棄権、という内容であつた。討論終局後採決に入り、九法案について、修正案、修正部分を除いた原案の順で、順次起立採決を行い、それぞれ、原案どおり議決すべきもの、又は、修正可決すべきものと決した。これまでの合計質疑時間は八三時間四六分とされる。

#### (6) 本会議採決

本会議が直ちに開かれて九法案が上程され、委員長が審査の経過及び結果を報告した。これに続いて討論が、自民党、社会党、公明党、共産党、連合参議院、民社党の順に行われた。討論を終局し、採決に入った。まず、消費税廃止三法案が記名投票で採決され、一三六票対一一一票で、修正議決された。次いで、税制再改革基本法案、法人税法等の一部を改正する法律案及び物品税法案が起立採決され、多数で修正議決された。最後に、通行税法案、入場税法案及び地方税法の一部を改正する法律案が同じく起立採決され、多数で可決された。九法案は、即日、参議院提出法律案として衆議院に送付された。

#### (7) 衆議院

衆議院は、廃止関連法案を審議するため、税制問題等に関す

る調査特別委員会を二月五日に設置した。

二月一二日、本会議で参議院から送付された廃止関連九法案が趣旨説明され、これに対する質疑が行われた。趣旨説明は久保参議院議員が行い、質疑に対しては発議者が交代で答弁したが、答弁席には四人が交代で着席した。本会議後、特別委員会が峯山参議院議員が趣旨説明を行った。

委員会散会后、理事会で質疑日程、時間配分などが協議されたが、自民党の審議ストップへの懸念、野党質疑時間の保障要求などで調整がつかず、物別れとなった。一三日は、午後になって委員長職権で委員会が一応開会されたが、審議は行われず、休憩となり、そのまま散会した。翌一四日も断続的に理事会が開かれたが、進展はなく、一五日は理事会も予定されず、一六日の国会最終日を迎えた。

この結果、九法案は、衆議院で審議の行われないまま審議未了・廃案となった。自民党は、四党側が審議に応じなかったことを非難し、審議放棄だとした。これに対して、衆議院の三会派国対委員長は、共同声明を発表している(資料13)。

(8) まとめ

審議は、委員が発議者に対して質疑を行って進められたが、中心は自民党の質疑で、自民党の委員はほぼ全員が持ち時間一

杯を使い、一般質疑はほぼ自民党委員によって占められた。この審議に対応するため、社会党を中心とする四党の政審事務局がチームを組んで態勢を整えたようである。質問取り、これに対する答弁原稿書き、答弁者に対するレクチャーと意見調整など、この共同チームが行っている。四党側の答弁については、調査室及び法制局は直接には関与していない。このチームないし政審事務局からの照会に答えるという形で間接的な補佐を行ったといえる。なお、法制局は、委員会で求められるればこれに対して答弁しなければならぬ立場にあるため、その面からの委員会対応をしている。

審議の特色としては、次のような点があげられよう。

第一に、自民党は、野党の政策立案能力・政策担当能力を問題にすることを目標として質疑を展開した。参議院本会議における自民党の村上議員の討論は、このねらいを明らかにしている。政策立案能力のないことの問題点としては、税制改革協議会の憲法問題、地方財政に関する政策問題などの「法案ミス問題」(資料11参照)、代替財源案に関わる税収見積りの欠陥問題などが指摘された。政策内容については、税制再改革の手順と内容の不明確さ、例えば、納税者番号制、サービス課税のあり方などに力点が置かれ、代替財源については、物品税

の問題性、自然増収を充てることの問題、地方財政への手当の不十分さなどが論点とされた。そのほか、連合政権協議に対応して、外交政策、エネルギー政策、農業政策、高齢化社会・福祉政策なども取り上げられている。また、法案提出手続きも問題とされ、参議院に財政関連法案を提出するのは憲法違反の疑いがある、議員立法とするのも問題があるなどの論議があった。さらに、法律問題として、予算を伴う法律案の解釈を取り上げ、手続き違背があったのではないかとした。これに対して、四党側は、通常選挙の結果を受けて、消費税反対・廃止の主張を貫き、かつ、政府・自民党の消費税見直しを論駁する、という形で質疑を展開した。また、共産党は、消費税廃止論は積極的に展開したが、代替財源案を野党から提出することには反対し、廃止後に政府が責任をもって財源手当をすべきであるとした。

第二に、審議方法としては、議員が答弁することにより、議員同士の議論が展開されたことに特色がある。政府の答弁は限られた範囲で行われたにすぎない。特に、内閣提出法案の審議の主要な役割を果たす政府委員の答弁はほとんど見られなかったといつてよい。しかしながら、その審議手続きはこれまでの内閣提出法案とはほぼ同様であり、単に与野党が攻守とを替えただけの印象を与えた。また、攻守とを替えたことでもお

互いに戸惑いがあり、運営の協議が必ずしも上手く噛み合わないままに審議が進行していったという印象も与えた。さらに、衆議院の総選挙が控えていて、これを念頭に置いた与野党の攻防、運営協議、議論が展開されたように思われる。

## 付 第一一八国会衆議院における審議

第一一七国会（常会）において衆議院が解散され、平成二年二月一日に総選挙が行われた。選挙の結果、自民党は安定多数を確保し、野党は社会党が議席を伸ばしたものの、全体では伸び悩んだ。自民党は、消費税は定着し、国民の理解が得られたとしたが、野党は国民は廃止を望んでいるとした。この結果、第一一八国会には、政府・自民党から消費税見直し法案が提出され、四党から廃止三法案と税制再改革基本法案とが発議されることとなった。提出・発議は、内閣提出の「消費税及び租税特別措置法の一部を改正する法律案」が三月六日に、連合参議院に代わり社民連が加わった四党からの法案は四月一九日となつた。なお、四党は、同日、代替財源案について統一見解を公表している（資料15）。

これらの法案は、衆議院税制問題等に関する調査特別委員会

に付託され、六月一日から審議が開始された。審議は、見直し案と廃止案とを隔日に行うこととされ、見直し案については大蔵大臣を始めとする政府に対し、廃止案については八人の発議者に対し、それぞれ質疑を行った(審議経過は資料14を参照)。審議は順調に進み、六月二日に、質疑と討論を終局し、採決の結果、廃止三法案と再改革基本法案が否決され、見直し案が可決された。討論に際し、消費税法を廃止する法律案と税制再改革基本法案について大蔵大臣が、消費譲与税法を廃止する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案について自治大臣が、それぞれ内閣の意見を述べた。前者は予算を伴う法律案に該当するとして国会法の規定によって行われたが、後者は「念のため」として行われた。これらの法案は、一二日、衆議院本会議に上程され、委員長報告、討論を経て採決に入り、廃止三法案は記名投票の結果二七〇票対二一四票で否決、再改革基本法案は起立採決の結果否決、見直し法案は記名投票の結果二七三票対二一四票で可決された。

見直し法案は直ちに参議院に送付されたが、会期末で審議されないまま審議未了・廃案となった。なお、この決着は、両院の本会議でその設置が了承された「税制問題等に関する両院合同協議会」に委ねられることとなった。

※ 参考文献

会議録・委員会会議録

議会政治研究会「消費税廃止関連法案の審議過程」議会政治

研究No13(九〇・三)

参議院税制問題等に関する特別委員会関係調査室「参議院税制問題等に関する特別委員会審議要録(第一一六回国会)」

(九〇・四)

日本社会党政政策審議会『政策資料』二七六、二八五

井上吉夫「消費税廃止法案の「誤り」に関する一考察」月刊

自由民主、平成二年二月号

岩波成行「消費税存廃を巡る与野党の攻防」立法と調査一五

六(九〇・三)

大島稔彦「第百十六国会(臨時会)を顧みて」国会月報四九

四(九〇・二)

付記 本稿は、一九九〇年八月二〇、二一日に開催された

北大立法過程研究会での報告に加筆し、訂正を加えたもの

である。

## ○ 資料目次

- 1 消費税廃止関連九法案要綱 (八九・一〇・二四)
- ① 消費税法を廃止する法律案要綱 (八九・一〇・二四)
- ② 消費譲与税法を廃止する法律案要綱
- ③ 地方交付税法の一部を改正する法律案要綱
- ④ 税制再改革基本法案要綱 (八九・一一・一七)
- ⑤ 法人税法等の一部を改正する法律案要綱
- ⑥ 通行税法案要綱
- ⑦ 物品税法案要綱 (八九・一一・二〇)
- ⑧ 入場税法案要綱
- ⑨ 地方税法の一部を改正する法律案要綱 (八九・一一・二二)
- 2 消費税廃止関連九法案立案過程一覽 (八九・一一・二七)
- 3 税制に関する基本構想(社・公・民・社民連) (八八・一〇・一八)
- 4 四党税制改革協議会関係資料
- ① 税制の再改革の基本に関する法律案大綱 (八九・八・二三)
- ② 消費税廃止・税制再改革法案の提案について (八九・九・二六)
- ③ 消費税廃止関連全法案の合意に当たって(共同声明)
- ④ 消費税廃止に係る法案等の共同提案について (八九・一〇・二四)
- 5 参議院税制問題等に関する特別委員会委員名簿
- 6 消費税廃止関連九法案審議過程一覽
- 7 野党の税法案の問題点について(自民党国会対策委員長) (八九・一一・一七)
- 8 自民党の審議拒否、誹謗中傷に対する抗議声明(四会派国会対策委員長) (八九・一一・二〇)
- 9 税制改革基本法第八条をめぐる論点と提案者側の見解(発議者八名) (八九・一一・二二)
- 10 議長への法案修正申入れ(四会派議員会長等) (八九・一一・二七)
- 11 消費税廃止関連九法案「法案ミス」・正誤・修正事項
- 12 消費税廃止関連法案に対する修正案要旨
- ① 消費税法を廃止する法律案に対する修正案要旨
- ② 消費譲与税法を廃止する法律案に対する修正案要旨
- ③ 地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案要旨
- ④ 税制再改革基本法案に対する修正案要旨

⑤ 法人税法等の一部を改正する法律案に対する修正案要旨  
⑥ 物品税法案に対する修正案要旨

13 消費税廃止関連九法案の審議未了、廃案に関する共同声明

(三党派国会対策委員長) (八九・一二・一五)

14 第118回国会消費税関連法案の衆議院における審議経過

15 消費税廃止法案提出に伴う代替財源に関する統一の見解(四

党政策審議会) (九〇・四・一九)

〈資料1〉

消費税法を廃止する法律案要綱

一 消費税法の廃止

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)は、廃止するものとする。〔本則関係〕

二 施行期日

この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

〔附則第一条関係〕

三 旧消費税法に規定する経過措置の効力

この法律による廃止前の消費税法附則中にある関係他法律

の改廃に伴う経過措置については、この法律の施行後も、なおその効力を有するものとする。〔附則第二条関係〕

四 消費税法の廃止に伴う一般的経過措置

この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行

の日(以下「施行日」という。)前に国内において事業者が行った

資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行った

課税仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取られた外国

貨物に係る消費税については、なお従前の例によるものとする。

〔附則第三条関係〕

五 継続供給等に係る課税資産の譲渡等に関する経過措置

継続供給等に係る課税資産の譲渡等に関する経過措置

料

資

施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される継続供給等に係る課税資産の譲渡等については、原則として、

施行日に行われたものとみなすものとする。〔附則第四条関係〕

#### 六 資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置

資産の譲渡等の時期の特例により施行日前に行われたものとされる資産の譲渡等に係る消費税については、なお従前の例によるものとし、施行日以後に行われたものとされる資産の譲渡等については、この限りでないものとする。〔附則第五条から第八条まで及び第十七条関係〕

#### 七 課税期間の特例等

- (1) 平成二年三月三十一日の属する課税期間については、同日までの期間とするものとする。〔附則第九条第一項関係〕
- (2) 施行日以後に提出期限の到来する中間申告書については、その提出は要しないものとする。〔附則第九条第二項関係〕
- (3) 第一項の規定により平成二年三月三十一日までの期間とされる課税期間に係る個人事業者の確定申告書の提出期限は、同年六月三十日とするものとする。〔附則第九条第三項関係〕

#### 八 施行後に仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の経過措置

事業者は、施行日前に国内において行った課税仕入れにつき、施行日から平成三年三月三十一日までの間において返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けたことにより、仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、同年五月三十一日までに、申告・納付をしなければならないものとする。〔附則第十条関係〕

#### 九 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置

- (1) 課税売上割合が三年間で著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整の規定は、適用しないものとする。〔附則第十一条関係〕
  - (2) 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整については、施行日前の転用の場合におお従前の例によることとし、施行日以後の転用の場合には行わないものとする。〔附則第十二条関係〕
  - (3) 非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整についても、施行日前の転用の場合におお従前の例によることとし、施行日以後の転用の場合には行わないものとする。〔附則第十三条関係〕
- 十 施行後に売上げに係る対価の返還等をした場合の経過措置

事業者は、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、施行日以後に返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、売上げに係る対価の返還等をした場合には、申告書を税務署長に提出し、還付を受けることができるものとする。〔附則第十四条及び第十六条関係〕

十一 施行後に貸倒れが生じた場合の経過措置

事業者は、施行日前に国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、施行日以後に貸倒れが生じたときは、申告書を税務署長に提出し、還付を受けることができるものとする。この場合において、改めて領収をしたときは、二月以内に、申告・納付しなければならないものとする。〔附則第十五条及び第十六条関係〕

十二 罰則に関する経過措置

罰則に関し所要の経過措置を整備するものとする。〔附則第十八条関係〕

十三 政令への委任

この附則で定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。〔附則第十九条関係〕

十四 関係他法律の改正及びその経過措置

関係他法律の改正を行うとともに、その経過措置について

所要の規定の整備を行うものとする。〔附則第二十条から第十五条まで関係〕

〈資料 1②〉

消費譲与税法を廃止する法律案要綱

一 消費譲与税法の廃止（本則関係）

消費譲与税法は、廃止するものとする。

二 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

三 経過措置

1 平成元年度及び平成二年度の廃止前の消費税法及び消費税法を廃止する法律附則の規定による消費税の収入額の五分の一に相当する額は、消費譲与税法として、譲与するものとする。

（附則第二条第一項関係）

2 平成二年度分の消費譲与税の額は、平成二年度の消費税の収入額の見込額に基づいて算定し、同年度の収入額との差額は、平成三年度において精算するものとする。

（附則第二条第二項・第四項関係）

四 その他関係法律について所要の規定の整備を行うものとす

料  
ること。

## 資 料 《資料1③》

地方交付税法の一部を改正する法律案要綱

### 一 地方交付税の対象税目の改正（第二条及び第六条関係）

消費税を地方交付税の対象税目から除くものとする。

### 二 施行期日（改正法附則第一条関係）

この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

### 三 経過措置（改正法附則第二条関係）

平成元年度及び平成二年度における地方交付税については、この法律による改正前の地方交付税法の規定はなおその効力を有することとし、平成二年度においてもなお消費税の収入額の一定割合を地方交付税とするものとする。

### 四 その他所要の改正を行うこと。

## 《資料1④》

### 税制再改革基本法案要綱

#### 一 目的

この法律は、消費税の創設を中心とする先の税制改革に代

えて行う税制の改革（以下「税制再改革」という。）の趣旨、環境整備、基本原則及び基本方針を示し、かつ、税制再改革の具体的な措置について調査審議を行う国民税制改革協議会を設置することにより、税制再改革について広く国民の理解と協力を得るとともに、税制再改革の確実かつ円滑な推進に資することを目的とするものとする。〔第一条関係〕

#### 二 税制再改革の趣旨

税制再改革は、消費税の創設を中心とする先の税制改革が広く国民の理解と信頼を得た上で行われたものとはいえない状況にかんがみ、かつ、消費税が廃止されることを踏まえ、国民の合意に基づき、改めて我が国の現在及び将来の経済社会に対応する税制を確立するために行うものとする。〔第二条関係〕

#### 三 税制再改革のための環境整備

(1) 税制再改革に当たっては、当該税制再改革が国民に理解されるときにも、それにより確立される税制が国民の信頼を得るものとなるため、次のような環境が整備されなければならないものとする。〔第三条第一項関係〕

① 事務及び事業の見直し、行政情報公開の推進、行政監視制度の充実、行政機能の充実を確保した上での公務員総数

の抑制、歳出の見直し等についての構想が明らかにされ、行政及び財政の改革が一層推進されること。

② 国民の広範な議論を経て確立される社会保障に関する総合的な長期ビジョンに基づき、医療、年金、福祉等に関する総合計画が策定され、来たるべき高齢化社会における社会保障と国民の負担との在り方についての国民の合意の形成が図られること。

(2) 国及び地方公共団体は、前項に規定する環境を整備することに努めなければならないものとする。〔第三条第二項関係〕

#### 四 税制再改革の基本原則

税制再改革は、次に掲げることを基本原則として行うものとする。〔第四条関係〕

① 国民に広く意見を述べる機会が与えられるとともに国民に情報が公開される等の民主的な手続により形成された国民の合意に基づくこと。

② 国民の租税に対する信頼を確立するため、税負担の公正及び公平を確保すること。

③ 経済社会の変化に対応することができる総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視し、かつ、応益負担原則に

も適切に配慮した上で、直接税を主とし、間接税を従とすることを堅持し、所得、資産、消費等に対する課税についての均衡ある税体系の構築を図ること。

④ 地方自治の本旨に基づき安定した地方財政の確立を図り、地方分権及び地方自治の発展に資すること。

⑤ 税制の社会的再分配機能が十分に発揮されるよう配慮し、税制が活力のある福祉社会を支える基盤となるように図ること。

#### 五 税制再改革の基本方針

税制再改革は、次に掲げるものを基本的な柱とする税体系の構築を目指して行うものとする。〔第五条関係〕

① 社会保険診療報酬課税の特例、みなし法人課税、公益法人課税の特例、企業に対する課税における各種の特例等の租税特別措置等の抜本的な整理及び合理化が図られるとともに、納税環境の整備が推進されることにより、税負担の不公平が払しょくされていること。

② 次に掲げる課題に対処した上で、所得、資産、消費等に対する均衡のとれた課税がなされていること。

イ 国民のプライバシーの保護に十分留意した納税者番号制度の導入等を検討することにより総合課税を一層推進する

等所得税体系の再構築を図ること。この場合において、低所得者及び中堅所得者の勤労意欲及び貯蓄意欲を損なわな  
いための措置を併せて講ずること。

ロ 経済取引の国際化及び経済構造の変化に対応する等法人  
税法系の合理化及び適正化を図ること。

ハ 土地の有効かつ合理的な利用に関する基本的施策を踏ま  
えて土地の譲渡所得課税及び保有課税の見直しを行う等資  
産性所得課税及び資産課税の適正化を図ること。この場合  
において、小規模宅地等についての税負担を軽減する措置  
を併せて講ずるとともに、土地の適正かつ合理的な評価制  
度の在り方について検討を加え、その結論を得ること。

ニ 間接税が直接税を補完する地位にあるべきことを踏まえ、  
国及び地方の個別間接税の整理及び合理化を図るとともに、  
サービス、流通等に対する適正な課税の在り方について検  
討を加え、その結論を得ること。

③ 地方分権及び地方自治の基盤としての地方財政の確立の  
ため、国及び地方の税源配分の見直しによる地方税源の拡  
充及び財政調整制度としての地方交付税制度の充実に配慮  
されていること。

## 六 国民税制改革協議会

(1) 国民の合意に基づく税制再改革を実現するため、総理府  
に、国民税制改革協議会（以下「協議会」という。）を置く  
ものとする。〔第六条第一項関係〕

(2) 協議会は、税制再改革の基本となる原則及び方針に従い、  
税制再改革として行うべき具体的な措置について調査審議  
するものとする。〔第六条第二項関係〕

(3) 協議会の組織等について所要の規定の整備を行うもの  
とする。〔第七条関係〕

(4) 協議会は、設置後二年以内を目的として、その調査審議  
の結果を、内閣総理大臣に対し、及び内閣総理大臣を経由  
して国会に対し、報告するものとする。〔第八条第一項関係〕

(5) 内閣及び国会は、前項の報告を受けたときは、速やかに  
所要の措置を講ずるものとする。〔第八条第二項関係〕

### 七 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。〔附則第一

### 項関係〕

### 八 税制改革法の廃止

税制改革法（昭和六十三年法律第七号）は、廃止するも  
のとする。〔附則第二項関係〕

### 九 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

〈資料1⑤〉

法人税法等の一部を改正する法律案要綱

一 法人税法の一部改正（第一条関係）

1 受取配当等の益金不算入制度について、特定株式等（株式等の保有割合が二五%以上のも）以外の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合を、八〇%（現在は経過措置として九〇%）から六〇%に引き下げる。また、解散による清算所得の金額の計算についても同様とする。

（法人税法第二十三条、第九十三条関係）

（注）平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得の金額の計算及び当該期間における解散による清算所得の金額の計算については、特定株式等以外の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合等を七五%とする。（附則第三条、第五条関係）

2 賞与引当金制度について、繰入限度額を、使用人等に対して支給された賞与の額を基礎として計算した金額の八〇%に相当する金額とする。（法人税法第五十四条関係）

（注）平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に

開始する事業年度の所得の金額の計算については、繰入限度額を、使用人等に対して支給された賞与の額を基礎として計算した金額の九〇%に相当する金額とする。

（附則第四条関係）

3 その他所要の規定の整備を行う。

二 相続税法の一部改正（第二条関係）

1 相続税の最高税率の引上げ  
税率の適用区分の一部を次のように改め、最高税率を七〇%から七五%に引き上げる。（相続税法第十六条関係）

税率 現 行 改正案

七〇% 五億円を超える金額 一〇億円を超える金額

七五% ————— 一〇億円を超える金額

（注）右記の改正は、平成二年四月一日以後の相続又は遺贈から適用することとする。（附則第六条関係）

2 贈与税の最高税率の引上げ  
税率の適用区分の一部を次のように改め、最高税率を七〇%から七五%に引き上げる。

（相続税法第二十一条の七関係）

税率 現 行 改正案

七〇% 七千万円を超える金額 七千万円を超え一億円以下の金額

料

七五%

一億円を超える金額

資

(注) 右記の改正は、平成二年四月一日以後の贈与から適用することとする。  
(附則第六条関係)

3 その他所要の規定の整備を行う。

三 酒税法の一部改正(第三条関係)

1 酒税の税率を次のように引き上げる。

(酒税法第二十二條關係)

種類

現行

改正案

(各一キロリットル当たり)

清酒(アルコール分一五度)

一三三、七〇〇円

一六〇、六〇〇円

合成清酒(アルコール分一五度)

六五、七〇〇円

八一、六〇〇円

しょうちゆう

しょうちゆう甲類(アルコール分二五度)

一一九、八〇〇円

一三七、五〇〇円

しょうちゆう乙類(アルコール分二五度)

七〇、八〇〇円

八九、〇〇〇円

みりん(アルコール分一三・五度)

二一、六〇〇円

三九、八〇〇円

ビール

二〇八、四〇〇円

二二三、三〇〇円

果実酒類

果実酒

四六、三〇〇円

八七、六〇〇円

甘味果実酒(アルコール分一二度)

八五、〇〇〇円

一一七、三〇〇円

ウイスキー類(アルコール分四〇度)

九八二、三〇〇円

一、〇六九、七〇〇円

スピリッツ類(アルコール分三七度)

三三一、四〇〇円

三六一、八〇〇円

リキュール類(アルコール分一二度)

八五、〇〇〇円

一一七、三〇〇円

雑酒

発泡酒(麦芽重量割合が六七%以上のもの)

二〇八、四〇〇円

二二三、三〇〇円

発泡酒(麦芽重量割合が二五%以上六七%未満のもの)

一四三、四〇〇円

一五三、六〇〇円

発泡酒(その他のもの)

七八、三〇〇円

八三、九〇〇円

粉末酒

二七六、四〇〇円

三八一、三〇〇円

その他の雑酒(みりに類似するもの、アルコール分一三・五度)

二二、六〇〇円 三九、八〇〇円  
その他の雑酒（その他のもの、アルコール分一二度）

八五、〇〇〇円 一一七、三〇〇円

以上のほか、アルコール度数による加算、減算税率を右記に準じて改めるとともに、発泡性を有する酒類の加算税率を一、二〇〇円（現行一〇、四〇〇円）に引き上げる。

（注一）清酒については、平成二年四月一日から平成四年三月三十一日までの間は、一級及び二級に区分し、その税率を、アルコール分15度のもので一キロリットル当たり、一級については二二二、七〇〇円、二級については一四〇、三〇〇円とする経過措置を講ずる。（附則第八条関係）

（注二）税率の引上げに伴い、平成四月一日前に行われた未納税移出等及び未納税引取り等について所要の経過措置を講ずるとともに、同日における手持品である酒類について、酒税を課することとする。（附則第九条〜第十一条関係）

2 その他所要の規定の整備を行う。

四 たばこ税法の一部改正（第四条関係）

1 たばこ税の税率を次のように引き上げる。

（たばこ税法第十一条関係）

現行

改正案

① 製造たばこ（旧三級品を除く。）

三、一二六円／千本

三、二八六円／千本

② 特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこ

六、二五二円／千本

六、五七二円／千本

2 専売納付金制度下において三級品とされていた紙巻たばこ（旧三級品）のたばこ税の税率を次のように引き上げる。

（たばこ税法附則第二条関係）

現行

改正案

一、四八四円／千本

一、五八〇円／千本

（注）税率の引上げに伴い、平成二年四月一日前に行われた未納税移出等及び未納税引取り等について所要の経過措置を講ずるとともに、同日における手持品である製造たばこについて、たばこ税を課することとする。（附則第十四条〜第十六条関係）

3 その他所要の規定の整備を行う。

五 有価証券取引税法の一部改正（第五条関係）

1 次の有価証券の譲渡に対する税率を次のように引き上げる。（有価証券取引税法第十条関係）

現行

改正案

## ① 株券等

- 第一種 譲渡価額の〇・一二％ 譲渡価額の〇・一五％  
 第二種 譲渡価額の〇・三〇％ 譲渡価額の〇・四〇％  
 ② 転換社債券、新株引受権付社債券

- 第一種 譲渡価額の〇・〇六％ 譲渡価額の〇・〇七％  
 第二種 譲渡価額の〇・一六％ 譲渡価額の〇・二一％  
 (注) 右記の改正は、平成二年四月一日以後に行われる有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用することとする。  
 (附則第十八条関係)

## 2 その他所要の規定の整備を行う。

## 六 租税特別措置法の一部改正(第六条関係)

## 1 法人税率等の特例

- (1) 法人税率について次の特例を設ける。

(租税特別措置法第四十二条の二関係)

- ① 普通法人又は法人格のない社団等の各事業年度の所得に係る法人税率について、現行法の三七・五％(現在は経過措置として四〇％)に対して四〇％とする。

- ② 内国法人である普通法人が解散又は合併した場合における清算所得に係る法人税率について、現行法の三三・〇％(現在は経過措置として三五・二％)に対して三五・二％

とする。

- (2) 配当等に充てた所得に対する法人税率を軽減する特例について、次の法人の区分に応じ次の税率によることとして存続させる。  
 (租税特別措置法第四十二条の三関係)

- 普通法人 三五％(現在は経過措置として三五％)  
 中小法人 二五％(現在は経過措置として二六％)  
 協同組合等 二五％(現在は経過措置として二五％)

- (3) 右記(2)の改正に伴い、法人の各事業年度において受けた益金の額に算入しない配当等の金額が所得等からした配当等の金額を超える場合に、その超える金額の一・二・五％に相当する金額を益金の額に算入する特例を存続させる。

(租税特別措置法第四十二条の三の二関係)

- (注) 右記の改正は、法人の平成二年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適用することとする。  
 (附則第二十三条関係)

- (4) その他所要の規定の整備を行う。

## 2 土地税制

- (1) 長短区分等の特例の廃止

- ① 個人が土地の譲渡等をした場合において、その所有期

間が一〇年以下であっても五年を超えていれば、その譲渡等による所得は短期譲渡所得又は分離重課の対象となる事業所得若しくは雑所得に該当しないとする特例を廃止する。

(租税特別措置法第二十八条の四、第三十一条、第三十一条の三、第三十二条関係)

- ② 法人が土地の譲渡等をした場合において、その所有期間が一〇年以下であっても五年を超えていれば、その土地等は土地譲渡益重課制度の対象となる短期所有土地等に該当しないとする特例を廃止する。

(租税特別措置法第六十三条関係)

(注) 右記の改正は、個人又は法人の平成二年四月一日以後に行う土地の譲渡等について適用することとする。

(附則第二十条、第二十一条、第二十六条関係)

- (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る課税の特例の適用期限の延長

① 個人が所有期間が二年以下の土地の譲渡等をした場合において、その譲渡等による事業所得及び雑所得を特別の税率による分離重課の対象とする特例についてその適用期限を延長し当分の間存続させる。

(租税特別措置法第二十八条の五関係)

② 法人が所有期間が二年以下の土地の譲渡等をした場合において、その譲渡等による譲渡益を特別の税率による重課制度の対象とする特例について、その適用期限を延長し当分の間存続させる。

(租税特別措置法第六十三条の二関係)

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- 3 有価証券譲渡益課税

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税における譲渡利益金額について、次の上場株式等の譲渡の区分に応じ次のように引き上げる。

(租税特別措置法第三十七条の十一関係)

① 転換社債又は新株引受権付社債の譲渡

現行 改正案

譲渡対価額の二・五% 譲渡対価額の三・五%  
譲渡対価額の五% 譲渡対価額の七%  
譲渡対価額の七% 譲渡対価額の七%

(注) 右記の改正は、平成二年四月一日以後に行われる上場株式等の譲渡に係る所得税について適用することとする。

(附則第二十二条関係)

- (2) その他所要の規定の整備を行う。

4 その他

- (1) 法人税率の特例を設けることに伴い、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例におけるみなし法人所得に対する税率等について所要の整備を行う。

(租税特別措置法第二十五条の二関係)

- (2) 法人税率の特例を設けることに伴い、特定の協同組合等の法人税率の特例における協同組合等の各事業年度の所得のうちの特別の税率の適用範囲について所要の整備を行う。

(租税特別措置法第六十八条の三関係)

- (3) 物品税法を制定することに伴い、外航船等に積み込むため移出される第二種物品に係る物品税を免除する等の特例を設ける。

(租税特別措置法第八十八条の三、第八十八条の四の二関係)

- (4) 通行税法を制定することに伴い、離島航空路線の旅客運賃に係る通行税の税率を三％(原則五％)に軽減する特例を設ける。

(租税特別措置法第九十二条関係)

- (5) その他所要の規定の整備を行う。

七 施行期日

この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、み

なし法人課税を選択した場合の特例に関する改正規定は、平成二年一月一日から施行する。(附則第一条関係)

〈資料1⑥〉

一 通行税法案要綱

一 納税義務者

汽車、電車、乗合自動車、船舶(ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟その他政令で定めるものを除く。以下同じ。)及び航空機の乗客は、通行税を納める義務があるものとする。(第一条関係)

二 課税標準及び税率

通行税の課税標準は、汽車、電車、乗合自動車、船舶(以下「汽車等」という。)及び航空機の旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車、両料金等とし、その税率は、百分の五とするものとする。(第二条関係)

三 非課税

次の者は、一にかかわらず、通行税を納める義務がないものとする。ただし、1又は2の者が支払う寝台料金(一般の乗客が通常利用する寝台に係る料金として政令で定めるものを除く。)又は特別車両料金等に係る通行税並びに3又は4の

乗客が通常利用する寝台に係る料金として政令で定めるものを除く。)又は特別車両料金等に係る通行税並びに3又は4の者(汽車等の二等の乗客及び船舶の一等の乗客を除く。)が支払うこの法律の施行地内にある停車船場(飛行場を含む。以下同じ。)間の旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等及び3又は4の者が汽車等の二等の乗客又は船舶の一等の乗客として支払うこの法律の施行地内にある停車船場間の寝台料金(一般の乗客が通常利用する寝台に係る料金として政令で定めるものを除く。)又は特別車両料金等に係る通行税については、この限りでないものとする。

#### 四 等級区分

- 1 汽車等の二等の乗客(3及び4の者を除く。)
- 2 船舶の一等の乗客(3及び4の者を除く。)
- 3 この法律の施行地外からこの法律の施行地内に来る乗客
- 4 この法律の施行地内からこの法律の施行地外に行く乗客

#### (第三条関係)

#### 七 施行期日等

ついで、それぞれの運賃に対応する等級は、これらに付せられた名称のいかんを問わず、次の区分に応じて定める等級とみなすものとする。

- (1) 最低の運賃及び最低の運賃の百分の百五十未満の運賃に対応する等級 二等
- (2) 最低の運賃の百分の百五十以上百分の三百未満の運賃に対応する等級 一等
- (3) 最低の運賃の百分の三百以上の運賃に対応する等級 一  
等及び二等以外の等級

#### 五 徴収等

通行税は、汽車等又は航空機により旅客を運送する事業を営む者が、旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等の領収の際に徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、国に納付しなければならないものとする。

#### (第五条関係)

#### 六 営業の開廃等の申告等

営業の開廃等の申告、記帳義務、罰則その他この法律の施行に関し必要な措置について定めるものとする。

#### (第六条、第十四条関係)

この法律は、平成二年四月一日から施行し、同日以後に領取する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等（同日前に行った汽車等又は航空機による役務の提供に係る対価として領取するものを除く。）に係る通行税について適用するものとする。

（附則第一条関係）

八 経過措置

営業の開廃等の申告等に関する経過措置等について定めるものとする。  
（附則第二条～第三条関係）

九 関係法律の改正

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律その他の法律に関し所要の改正を行うものとする。  
（附則第四条～第十条関係）

〈資料1①〉

物品税法案要綱

一 課税物品

別表に掲げる物品には、物品税を課するものとする。

（第一条、別表関係）

二 納税義務者

納税義務者について次のように定めるものとする。

1 第一種の物品の販売業者は、その小売をした第一種の課税物品につき物品税を納める義務があること。

2 第二種の物品の製造者は、第二種の課税物品で、その製造に係る製造場から移出されたものにつき、物品税を納める義務があること。

3 課税物品を保税地域から引き取る者は、その引き取る課税物品につき、物品税を納める義務があること。  
（第三条関係）

三 非課税

別表に掲げる物品のうち、その価格の同種物品に係る価格体系のうちに占める位置が低いこと又は特殊な性状、構造、機能を有することにより、一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して物品税を課さないことが適当であると認められるものとして政令で定めるものについては、物品税を課さないものとする。  
（第十一条関係）

四 課税標準

物品税の課税標準は、次の物品の区分に応じ、次に掲げる金額とするものとする。

(1) 第一種の課税物品 当該小売に係る小売価格に相当する

金額

(2) 第二種の課税物品 通常の卸取引形態による通常の卸市場価格に相当する金額

(3) 保稅地域から引き取られる課税物品 関稅定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算定した價格に当該物品に係る關稅の額に相當する金額を加えた額

(第十三条關係)

五 稅率

稅率は別表で定めるところにより、第一種の物品については、それぞれ、百分の十、百分の八とし、第二種の物品については、それぞれ、百分の八、百分の六、百分の四とするものとする。

(第十六条、別表關係)

六 免稅

次に掲げる場合には、当該課税物品に係る物品税を免除するものとする。

(1) 第二種の物品の製造者が第二種の物品の原料又は材料とするために他の製造場に移出する等の場合

(2) 保稅地域から第二種の物品の材料又は原料とするために引き取る等の場合

(3) 第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が輸

出する目的で当該物品を小売又は製造場から移出する等の場合

(4) 学校等の教育機関の用に供する等の場合

(第十九条、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十八、第二十九条關係)

七 申告、納付等

物品税の納税義務者は、次の区分に応じて、それぞれ、その期限までに当該物品に係る物品税について申告、納付等を行わなければならないものとする。

(1) 第一種の物品の販売業者 翌月末日まで

(2) 第二種の物品の製造者 翌々月末日まで

(3) 關稅法に規定する申告納稅方式が適用される課税物品を保稅地域から引き取ろうとする者 当該引取りの時まで

(4) 關稅法に規定する賦課課稅方式が適用される課税物品を保稅地域から引き取ろうとする者 当該引取りの際

(第三十一条、第三十五条關係)

八 營業開廢申告等

營業開廢申告、販売業者証明書、記帳義務、物品税証紙、罰則その他この法律の施行に関し必要な措置について定めるものとする。

(第五章、第六章關係)

料 九 施行期日

この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

資 十 経過措置

手持品課税その他必要な経過措置を定めるものとする。

(附則第一条関係)

十一 関係法律の改正

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律  
その他の法律に関し、必要な規定の整備等を行うものとする。

(附則第九条、第二十二條関係)

〈資料1⑧〉

入場税法案要綱

一 課税範囲

次に掲げる場所への入場には、入場税を課するものとする。

(1) 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聴かせる場所

(2) 競馬場及び競輪場

(3) (2)に掲げる場所に類する場所で、政令で定めるもの

(第一条関係)

二 納税義務者

興行場等の経営者等は、興行場等への入場者から領収する入場料金について、入場税を納める義務があるものとする。

(第三条関係)

三 課税標準及び税率

入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分の五の税率により課するものとする。

(第四条関係)

四 免税点

入場料金が一人一回の入場について、次の区分に応じ、次に掲げる金額以下であるときは入場税を課さないものとする。

(1) 映画を催す場所 二千元

(2) 主として演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を催す場所 五千元

(3) 競馬場、競輪場等 三十円 (第五条関係)

五 免税興行

学校、社会教育関係団体等が主催する催物が一定の条件に該当する場合において、税務署長の承認を受けたときは、当該催物が行われる場所への入場については、入場税を免除するものとする。

(第八条、別表関係)

六 非課税

1 国が企画して行う催物で政令で定めるものを催す場所等への入場については、入場税を課さないものとする。

2 学校等の教員等の引率により、生徒等の団体を興行場等へ入場させる場合には、入場税を課さないものとする。

(第九条関係)

#### 七 申告及び納付

興行場等の経営者等は、その興行場等ごとに、毎月、課税標準額、入場税額等を記載した申告書を、翌月末日までに、その興行場等の所轄税務署長に提出し、同日までに入場税を納付しなければならないものとする。

(第十条、第十一条関係)

#### 八 入場券の交付等

1 入場料金が免税点以下の場合、税務署長が指定する免税興行の場合、非課税の場合等を除き、経営者等は、政府が発行する用紙をもって入場券とし、これを入場者に交付しなければならないものとする。

2 経営者等は、指定席券により入場させる場合その他特別の事情がある場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、興行場等ごとに、政府が発行する用紙以外の用紙で作成した入場券を発行することができるものとする。

九 課税入場料金を定めようとする場合等の申告等  
課税入場料金を定めようとする場合等の申告、記帳義務、罰則その他この法律の施行に關し必要な措置について定めるものとする。

(第十六条、第二十四条関係)

#### 十 施行期日

この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

#### 十一 経過措置

施行日前の入場料金の領収に係る入場税に關する経過措置その他必要な経過措置を定めるものとする。

(附則第二条、第四条関係)

#### 十二 印紙等模造取締法等の改正

印紙等模造取締法その他の法律に關し、必要な規定の整備を行うものとする。

(附則第五条、第十一条関係)

#### 〈資料1⑨〉

地方税法の一部を改正する法律案要綱

#### 一 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

1 道府県たばこ税の税率を千本につき千百八十六円に、市

料

町村たばこ税の税率を千本につき二千百円とすること。

(第七十四条の五、第四百六十八条関係)

資

- 2 旧三級品の紙巻たばこについて、道府県たばこ税の税率を千本につき五百七十円に、市町村たばこ税の税率を千本につき千十円とすること。

(附則第十二条の二、附則第三十条の三関係)

## 二 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税を娯楽施設利用税に改めることとし、その納税義務者等を次のとおりとすること。

- 1 ゴルフ場のほか、舞踏場、ぱちんこ場、まあじゃん場、ボーリング場等の施設の利用に対し、その施設所在の道府県において、その利用者に課すること。(第七十五条関係)
- 2 課税標準は、利用料金とすること。ただし、施設によっては当該施設の床面積その他を標準とする外形課税等によることができるとすること。(第七十六条関係)
- 3 標準税率は、ゴルフ場については一人一日につき千百円とし、その他の施設については利用料金の百分の十とすること。(第七十七条関係)

- 4 徴収については、外形課税等の場合に申告納付又は普通徴収の方法によることができることとするほか、特別徴収

の方法によらなければならないこととし、特別徴収による場合は、利用券を交付する際に徴収しなければならないこととすること。(第八十五条、第八十六条関係)

## 三 特別地方消費税

特別地方消費税を料理飲食等消費税に改め、その標準税率を百分の十とすること。(第百十五条関係)

## 四 電気税及びガス税

電気税及びガス税を設け、その納税義務者等を次のとおりとすること。

- 1 電気税は電気に対し、ガス税はガスに対し、それぞれ、料金を課税標準として、その使用地所在の市町村において、その使用者に課すること。(第四百八十六条関係)
- 2 電気税の税率は百分の三とし、ガス税の税率は百分の二とすること。(第四百九十一条関係)
- 3 電気税及びガス税の徴収については、電気事業者又はガス事業者が料金を徴収しないで他人に電気又はガスを使用させる場合等において普通徴収の方法によるほか、特別徴収の方法によらなければならないこと。(第四百九十三条関係)

五 その他

- 1 国税における租税特別措置法の改正に対応して、道府県民税及び市町村民税並びに事業税に関し、次の改正を行うこととする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 この法律は、平成二年四月一日から施行すること。
- (附則第一条関係)

(1) みなし法人課税を選択した場合の特例措置について、みなし法人所得に係る税率を改めるものとする。

(附則第三十三条の二、改正法附則第三条関係)

(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、その適用期間を、当分の間とすること。

(附則第三十三条の四関係)

(3) 個人が土地の譲渡等をした場合において、所有期間が五年を超えるものであるときに、その土地の譲渡等による所得が短期譲渡所得又は分離重課の対象となる事業所得若しくは雑所得に該当しないとする所得税の課税の特例を廃止することに伴い、規定の整備を行うこと。(附則第三十三条の三、附則第三十四条から附則第三十四条の三まで、附則第三十五条関係)

(4) 法人の事業税の課税標準の算定の方法について、国税における受取配当等の益金不算入の特例措置の例によらないこととする。

(第七十二条の十四関係)

〈資料2〉

○ 消費税廃止関連9 法案立案過程一覧

'89	4 党関係	立案作業 - 法制局		
		廃止3 法案関係	税制再改革基本法案	代替財源5 提案
7.23	通常選挙			
8.7	社会党政審会長廃止法案立案依頼			
12	4 党税制改革協議会 (1 回)			要綱か法案か未定
14	4 党政審事務局局長依頼			
16	4 党政審との懇談会	⇒	廃止関連と再改革は先行する	項目の整理中
19	4 党政審会長会談			
21	4 党討議資料による概要説明	⇒	プロジェクト・チームの設置 (以後、拡大)	
23	4 党税制改革協議会 (連合の参加)	⇒	法案骨子を合意	調整持ち越し
25		⇐	経過措置未定分決定	
30	4 党政審事務局協議	⇒		酒税・たばこ税等決定 物品税・電気・ガスは 調整中
9.12	4 党政審事務局	⇒		間接税関係概要説明
13	社・税制改革勉強会	⇒	法案内容説明	
	4 党政審事務局	⇒		
19	4 党政審事務局	⇒	全体の構成・考え方 内容協議	減税分を分離する
	民社、物品税復活方針固める			
21	4 党政審事務局・議員	⇒	法案説明	
22	4 党協議	⇐		自動車税の税率等特越 し 内容ほぼ固まる
26	4 党「消費税廃止・税制再改革法 案の提案について」公表 (連合正式参加)	⇒		事業税改正見送り 株式小口取引特例問 題 間接税一本化案
27		⇐	法案引渡	
28	廃止・再改革法案発議	◇	◇	
10.12		⇒		株式小口取引特例断 念
17		⇒		所得税減税案提出見 送り
18	発議者	⇐		法案説明 (未定稿)
20	4 党政審会長会議	⇒		物品税、電気税率決 定、印紙税復活せず 最終決定
24	4 党税制改革協議会最終合意 「消費税廃止に係る法案等の共同 提案について」公表 「消費税廃止関連全法案の合意に 当たって (共同声明)」	⇒		
25		⇒		法案引渡
26	代替財源法案発議			◇
31	発議者への説明会～11.2	⇐		法案説明

注) ⇒は4 党側から法制局への動き、⇐は法制局から4 党側への動きを示す。

〈資料3〉

税制に関する基本構想（八八・一〇・一八）

日本社会党

公明党

民社党

社会民主連合

(1) 趣旨：国民合意の税制改革のために

政府・自民党は、消費税という公約違反の大型間接税を中心とする税制改革六法案の国会審議を急ぎ、成立を強行しようとしている。しかしあらゆる世論調査に共通して表われているように、多数の国民はこれに反対・不安の意志を表明しており、消費税導入を中心とする政府案への国民合意は何ら形成されていない。さらに、税制改革に責任をもつ政府・与党の首脳にかわるリクルート問題の徹底究明に対して、背を向けたまま消費税を導入しようとしていることに、国民は強い不信を示している。このように国民多数の世論と意志に反するものを、国会多数の力で成立を強行しようとしていることを、われわれは容認することはできない。

われわれは税の基本は国民の信頼と合意であると確信している。また長期にわたる抜本的税制改革は、どういう国民負担で

どういふ社会を国民に約束するのかを鮮明にすべき問題であり、言うならば二一世紀日本の設計図づくりともいうべき重要な意味をもっていると考ええる。しかし政府は、そういう税制改革の理念も目標も国民に明確に語ることもなく、民主的な手順を無視して、ただひたすらに大型間接税導入だけを急いでいる。このような状態で政府案が強行されるならば、税制に対する国民の信頼は崩壊するであろう。

このような重大な段階にあたり、われわれは国民合意の税制改革のために、ここに税制の基本的原則と二一世紀を展望する目標、さらに税制改革の手順・民主的ルールを「税制改革の基本構想」として共同して提案する。ここに提唱する「五つの原則・五つの手順」の内容は、国民合意をめざす道をわれわれが真剣に検討した結果であり、国民的コンセンサスを表現するものと確信する。

この共同提案は、われわれが今日まで税制改革の基本要求として提起してきた内容——すなわち日本社会党土井委員長の「税制改革の四つの基本要素」の提唱、公明党矢野委員長の「税制改革基本法」の提唱、民社党塚本委員長の「税制改革の三原則」の提唱を基礎にし、四野党政策審議会議長・政策委員長の二回にわたる合意事項——「税制改革の五つの手順」と「政府・自民党

料の税制改革大綱に対する共同見解」とあわせて共通の見解としてとりまとめたものである。

われわれは国会でまずこの提案を徹底的に討議することを強く要求する。税制改革の基本構想から個別の各論へと議論するのが当然のスジであり、それを抜きにして、世界の間接税制に例のない仕組みの、問題の多い消費税を急いで強行するならば深刻な矛盾が起こるであろう。われわれは国民合意で二一世紀時代に責任をもつ税制改革のために、この提案の実現をめざして力を合わせ、真剣に努力する。

## (2) 税制の五つの原則

### ① 国民合意の原則

税制の最も重要な基礎は、民主主義と国民合意である。税制改革にあたっては広く国民の参加を保障し、国民に情報を公開し、合意を形成することが何よりも重要である。そのために必要なあらゆる努力を行うべきである。

### ② 公平・公正の原則

税負担の不可欠の原則である公平・公正を確保するため最大限の努力を払い、不公平税制は正を徹底し、税に対する国民の信頼と民主的な納税意識を確立する。

### ③ 総合課税と応能負担の原則

税制の基本に総合課税主義を置いて負担の公平を期すとともに、社会の変化に即応する応能負担原則を確立する。わが国の税制の歴史からみて、直接税を根幹として間接税を補完とする制度をとる。

### ④ 地方自治尊重の原則

憲法に基づく地方自治の本旨を尊重し、分権と自治の発展のための地方財政の確立を展望するものとするとともに、国と地方を通ずる行財政の長期展望に基づく改革を推進する。

### ⑤ 福祉社会の原則

二一世紀時代を展望し、国民負担の理解と合意が得られるよう、福祉の社会を築くための十分な計画の策定と実施が重要である。また税制を通ずる社会的再配分機能が健全に機能するよう資産課税の適正化、低所得者、社会的弱者等に充分配慮する。

## (3) 税制改革の五つの手順

### ① 民主的ルールによる改革を

税制は、社会の最もベーシックな政策であるだけに、改革の手順が民主的であることが重要であり、それが国民合意の基礎条件である。今回の税制改革にあたって、選挙で

国民に公約したことに真つ向から違反する内容を強行しようとしていることは民主国家として認められないことである。

近代議会政治の原点であるタックス・デモクラシーの原則からしても、税制改革は本来国会合意で決められるべきものであり、多数の力で決めるのではなく、国民世論の合意を見極めて行われるべきものである。このような立場から、税制改革への国民合意のためにあらゆる努力を講ずるべきである。

② 最優先課題として徹底不公平是正を

あらゆる世論調査を通じて「現在の税制は不公平」とする国民の声が約八〇%を示しており、徹底的な不公平是正は税制改革の最優先課題となっている。しかし、政府案は極めて不十分であり曖昧である。われわれはその打開策を一〇項目共同提案として具体的に提示した。現在これについての国会審議と与野党政策担当者による協議が行われているが、国民の不公平感を解消するために、抜本改革の機会にふさわしい明確な結論が必要であると考える。われわれは株式・土地などの資産課税をはじめ、国民の不公平感を解消して税制への信頼を回復する明確な具体策を要求す

る。それは税制改革の最も重要な前提条件である。

③ 行財政改革の長期展望を

国民が公平に納めた税金を、よりよき社会のために効果的に支出するのが税制と財政の原点である。しかし今日までの政府の財政政策には大きな歪みがあり、二一世紀を安定して展望するものとはなっていない。国民合意の税制改革のためには、財政の歪みの是正、二一世紀時代を展望する行財政の改革、ニューデタント時代への対応などを明確にすることが必要であり、財政再建についても政府所有株の売却など新しい計画が必要である。これらについての真摯な姿勢を鮮明にすることなしに新たな税負担への合意は得られない。われわれは、その長期展望を国会で明らかにするよう政府に要求し、十分な審議をしていく。

④ 福祉政策の長期展望を

政府は税制改革と大型間接税導入の理由として、高齢化社会の進行と安定した福祉財源の必要性をあげている。しかし高齢化社会についての責任ある政策は何も示されていない。今後の社会を展望した責任ある政策努力なしの増税計画では、政策的怠慢といわなければならない。われわれは二一世紀を展望した福祉の総合計画を策定し、国民に提

示すべきであると考え。このような視点から、「二一世紀福祉総合計画」ともいうべき政策を明らかにするため、各界の協力を求めつつ十分な議論を行い福祉ビジョンを確立する。それなしに大型間接税導入を急ぐことは認められない。

#### ⑤ 国民合意のための充分かつ慎重な討議を

国民合意の税制改革のためには拙速を避け、必要で充分な期間をかけなければならない。

経済と税収が極めて好調な現在、充分な時間をかけて討議し国民合意をはかるには、いまが絶好の機会である。国会での成立を急ぐべきでない。政府・自民党の拙速・強行の態度に強く反対する。

われわれはここに以上の「税制改革の基本構想」を提唱するとともに、二一世紀を展望した国民合意の税制改革を実現するために、国民の皆様と力を合わせ、建設的かつ真剣に努力するものである。

#### 〈資料4①〉

税制の再改革の基本に関する法律案 大綱（八九・八・二三）

四党税制改革協議会

#### 第一 目的

この法律は、消費税の導入によって引き起こされた税制の混乱收拾と国民の租税に対する不信を払拭するために別に定める法律で消費税を廃止すると同時に、改めて国民の合意に基づき税制の再改革に着手するため、税制改革の趣旨と理念、環境整備、手続き、基本方針等を明らかにし、税制の再改革の円滑な実施と国民の理解の増進に資することを目的とする。

#### 第二 税制再改革の趣旨と理念

今後の税制再改革は、八八年の税制抜本改革によって引き起こされた税制の混乱を收拾し、国民の租税に対する不信感を払拭し、国民合意の税制を確立するために実施されるものとする。

税制の改革は、国民の信頼と合意を前提とするものであり、今後の再改革においては、国民合意の安定した税制の確立を図るため、これまでの税制の欠陥として指摘されてきた租税の不公平の一掃を図り、税制のもつ所得、資産の健全な社会的再分配機能の向上のための公正性、公平性の確保と、経済構造及び国民生活の変化に対応した所得、資産、消費等に対して均衡あ

る税体系の確立をめざすものとする。

### 第三 税制再改革の前提条件の整備

- (一) 今次の税制再改革は、先の税制抜本改革が拙速に行われ、十分な議論が行なわれず、国民の理解を得るに足りる手続きを怠ったことからその必要性が生まれたことに鑑み、国民合意の形成を第一に重んずるものとし、その前提条件の整備のためまず消費税の廃止とそれに伴う当面緊急の暫定的な税制改正を実施し、それを踏まえて行なわれるものとする。

- (二) 国は、国民の税負担の抑制と国民が納税に対応した行政サービスを享受できるように一層の行財政改革の推進を図り、歳出の洗い直しなど財政の至みの是正、事務・事業の見直し、行政機能の充実と公務員総数の抑制、行政情報の公開推進と国民の参加、監視制度の充実、公務員の綱紀粛正などについて、その構想を明らかにするものとする。

- (三) 国は、国民の納税に対して来るべき高齢化社会における国が国民に約束する福祉の総合的な長期ビジョンの確立について民主的な手続きに基づき広く議論を行ない、医療、年金、福祉等に関する二一世紀に向けた社会保障の総合計画を策定し、国民合意の形成に努めるものとする。

### 第四 税制再改革の手続き

- (一) 今次の再改革に当たっては、国民負担のあり方を含め、広く国民各階層の意見を求め、その集約があるべき税制改革に反映されるようできうる限り特段の配慮を払うものとする。

- (二) 税制の再改革案の具体案の作成について調査審議するため、学識経験者と国民各階層の参加に基づき組織する「国民税制改革協議会」（仮称）を設置するものとする。

- (三) 「国民税制改革協議会」（仮称）の設置については、別に法律で定めるものとするとともに委員の任免は国会の承認事項とする。

### 第五 税制再改革の原則

- 今次の税制再改革は、次の原則に基づき進めるものとする。

- (一) 税制は国民の信頼と合意に基づくものであり、税制改革に当たっては、広く国民の参加を保障し、国民に情報を公開するなど合意形成を図り、租税民主主義を確立するものとする。

- (二) 税負担の不可欠の原則である公平・公正を確保すること  
に最大限の努力を払い、不公平税制是正を徹底し、税に対する国民の信頼と民主的な納税意識の確立をめざすものと

する。

(三) 税制の基本に総合課税主義をおき、社会、経済の変化に即応する応能負担原則を重視するとともに、適切な応益負担原則にも配慮しつつ、わが国税制の経過を踏まえ、直接税を「主」とし、間接税を「従」とする税制を堅持し、所得・資産・消費等に対して均衡ある税体系の確立をめざすものとする。

(四) 憲法に基づく地方自治の本旨を尊重し、分権と自治の発展のための地方財政の安定、確立を展望するとともに、その観点から国と地方を通ずる行財政改革を推進するものとする。

(五) 一一世紀を展望し、税制のもつ社会的再分配機能が十分に発揮される活力ある福祉社会を築くことを目標とする。

#### 第六 税制再改革の基本方針

今次の税制再改革においては、次の基本方針に基づき進めるものとする。

(一) 租税の不公平の一掃による国民の税制に対する信頼の確立のため、社会保険診療報酬、みなし法人、公益法人、企業等に対する特例、租税特別措置などの抜本的な整理・合理化を図るとともに、納税環境の整備を推進するものとする。

る。

(二) 所得、資産、消費等に対する均衡ある税制の確立のため、それぞれについて次のような改善を追求するものとする。  
ア、所得課税のさらなる簡素化と負担軽減のため、所得課税の再構築を追求するとともに、国民のプライバシー保護に十分留意した納税者番号制度の導入など条件整備を推進し、総合課税への移行を図るものとする。

また、その際、中低所得者の勤労及び貯蓄意欲を損わないための配慮を講ずるものとする。

イ、国際化及び経済構造の変化に対応するなど法人課税の合理化、適正化を図るものとする。

ウ、効果的な土地基本法を制定し、土地譲渡所得課税及び保有課税等の見直しなど資産性所得課税及び資産課税の一層の適正化を図るものとする。

また、その際、小規模宅地等に対する一層の負担軽減措置及び評価制度の是正について検討し、結論を得るものとする。

エ、直接税を補完する消費課税という位置付けのもとに、国及び地方の個別間接税の整理と改善を推進するとともに、サービス、流通等への適正な課税のあり方について

検討し、結論を得るものとする。

第七 地方財政確立と国と地方の税源再配分

高齢化社会への対応に必要な地方公共団体における行政サービス、分権、自治を推進するとともにその基盤たる地方財政確立のため、地方税源の拡充及び財政調整制度としての地方交付税制度の充実に配慮するとともに、地方公共団体の課税自主権の確立及び国から地方への税源再配分を追求するものとする。

第八 税制再改革の趣旨の徹底

国は、今次の税制の再改革について、その目的、趣旨と理念、基本方針等について、国民に周知徹底を図り、もって国民の租税に対する信頼回復と国民の議論への参加を促すよう最大限の努力を払うものとする。

附 則

第一 施行日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

第二 税制改革法の廃止

八八年十二月に制定された税制改革法については、この法律の制定に伴い、廃止するものとする。

第三 税制再改革の検討期間

「国民税制改革協議会」（仮称）における調査審議については、二年を別途として結論を得るものとする。

〈資料4〉②

消費税廃止・税制再改革法案の提案について（八九・九・二六）

四党税制改革協議会

1 法案の枠組み及び概要について

(1) 消費税法廃止法案関係Ⅱ三法案

① 消費税法廃止法案Ⅱ消費税法は平成二年三月三十一日で廃止し、それに伴う経過措置を規定。

② 消費譲与税法廃止法案Ⅱ消費税法廃止に伴い消費譲与税法は廃止し、それに伴う経過措置を規定。

③ 地方交付税法改正案Ⅱ消費税法廃止に伴い消費税の交付税への算入を廃止し、それに伴う経過措置を規定。

(2) 税制再改革基本法案

① 消費税廃止後、税制再改革を実施する。そのため、国民税制改革協議会の設置、税制再改革の原則、基本方針等を定める。

② 国民税制改革協議会は、学識経験者・国民各階層から委員五〇名を選び（国会承認事項）、協議会の結論は平成四年

度予算編成及び税制改正に間に合うよう結論を出してもらう。なお、その間に結論がでたものは年度改正で逐次実施に移す。

③ 「税制改革法」は廃止する。

\*消費税法廃止法案等、税制再改革基本法案、当面の税制改正法案は政策的にはセット的な要素をもつが、立法体系としては別体系。

(3) 当面の国税、地方税改正法案

① 法人税法等改正案⇨普通法人の基本税率の経過措置の延長を含む法人課税、キャピタル・ゲイン課税、酒税・たばこ税等について立法する。

② 間接税法案（仮称）⇨物品税法ほかの国税間接税について、その暫定的復元のため改めて立法する。

③ 地方税法改正案⇨地方間接税について、その復元のため改めて立法する。

\*当面の改正案は、消費税廃止に伴う当面二年間の暫定的代替財源の確保法案という性格を持つ。

2 代替財源の内容について

(1) 位置付け

① 本来は、消費税廃止、大型間接税に依存しない財源確保

は政府の責任であるが、四党は政策責任、政策能力を示す立場から提案する。

② 当面の税制改正で税収増を図る。併せて「税収見積りは正」を行い、その一部を代替財源に充てる。税収見積りは是正による残りの増収額は歳出に適正に割り振る。

\*消費税の平年度ベースの税収を五九、四〇〇億円として検討。  
(2) 具体的な改正事項

1 キャピタル・ゲイン課税等

① 有価証券譲渡益課税等

ア 有価証券譲渡益課税の適正化⇨みなし譲渡利益率を七%とする。

イ 有価証券取引税の税率是正⇨株式第二種で〇・四〇とするなど。

\*なお、小口の株取引の譲渡益については、現行税負担が増大しないよう措置することを検討中である。

② 土地譲渡所得課税⇨短期・長期の譲渡所得区分を本則の一〇年に戻し、超短期譲渡所得に関する特例を延長する。

\*なお、保有課税については、国民税制改革協議会に対し、優先的な検討を要請し、その結論に基づき、立法化を図る。

約五、七〇〇億円

2 法人課税

① 普通法人の基本税率の経過措置を再改革期間中延長するとともに、その見合いにおいて支払配当経過についても経過税率を延長する。

\*基本税率については、政府改正によって減収となるはずの額が減じないものであるが、制度改正による増収額となる。支払配当経過税率はその逆に増収にならないというもの。

② 貸倒引当金について、その繰入れ率を実態にあわせ三年間で段階的に各業種概ね三分の一圧縮。賞与引当金は段階的に圧縮する。

③ 受取配当益金不算入制度について、益金不算入割合を二年間で六〇％に圧縮。

④ 外国税額控除について国外所得割合の限度を八〇％に圧縮。

\*中小法人・協同組合等に対する軽減税率は現行法通り。また支払配当軽減税率については中小法人も含めて二五％の税率を適用。  
約一三、八〇〇億円

3 その他

① 相続税について一〇億円以上は税率七五％、贈与税は一億円以上について七五％とする。  
約七〇億円

4 間接税

① 物品税は、旧課税品目を対象とし、立法する（第一種について旧税率、第二種については五、八、一〇％の三段階税率）。

② 酒税・たばこ税については小売価格に変動を生じないよう、従量方式にて税率を調整。なお、国と地方のたばこ税の配分割合は一・一とする。

③ 通行税、入場税、トランプ類税について立法する。

\*砂糖消費税については立法せず。

\*なお、文化・芸術領域に対する課税については、国民税制改革協議会において非課税ないし大幅軽減の方向で検討を要請する。  
約一五、三〇〇億円

5 地方税

① 電気税・ガス税について立法する。

② 料理飲食等消費税について、免税点を現行のままとし、立法する。

③ 娯楽施設利用税について立法する。

④ たばこ税の道府県・市町村分の税率調整を行なう。

⑤ 国税改正による地方税へのはね返りが生ずる。

\*木材引取税は立法せず。不動産取得税は現行法通りとする。

約一、二〇〇億円

\*なお、国税三税並びに国のたばこ税の増収に伴う交付税の増額は概ね六〇〇億円と見込まれる。

\*以上、国税・地方税の改正（政令含む）による増収額は、平年度約四六、〇七〇億円と見込まれる。

(3) 税収見積もり是正

以下の税収見積もり是正による増収額のうち、約一兆三〇〇億円は消費税廃止の代替財源として使用する。

すなわち、八八年度の租税収入等決算額は五〇兆八二七三億円であり、この決算をベースに税収見積りを是正すれば、八九年度の予算額と決算額の差は約三〇、〇〇〇億円以上あり、消費税廃止及び九〇年度予算編成にはならんら支障は生じない。

\*消費税廃止に伴う歳出負担額の皆減は歳出改善に振替えられる。

\*なお、税収見積の是正に伴う交付税の増額は、七七〇〇億円と見込まれる。

\*平成二年度の予算編成については上記の租税収入等を踏まえ、歳入・歳出が決定されていくべきと考えるが、その際、国の保有株式及び所有地等の適切な処分、歳出の見直しに

ついても十分に勘案されるべきものと考ええる。

\*以上の項目及び改正内容、計数はいずれもさらに検討中であり、変更、移動する場合がある。

3 所得税法等改正案について

八八年度の税収決算等を勘案し、パート労働者等を主対象とする所得減税を実施する。

(1) 所得税法改正案―給与所得控除の引上げ、控除割合の改善、頭打ちの復活について定める（減税については八九年から実施を検討）。

(2) 租税特別措置法改正案―家内労働の必要経費の最低保障額について、給与所得控除の引上げに伴い、同様の措置をとる。  
\*この減税額は国税・地方税合わせて約一〇〇〇億円となる見込である（頭打ち復活含む）。

〈資料4③〉

消費税廃止関連全法案の合意に当たって（共同声明）（八九・一〇・二四）

―無責任な政府・自民党の消費税見直し論を批判する―

四党税制改革協議会  
一 一致結束して消費税廃止の実現をめざす

四党及び連合参議院は、本日、消費税廃止に係り国会に共同提案する全法案について合意した。法案は今週中に正式に提案されることとなり、消費税廃止法案審議の条件はすべて整ったこととなる。四党及び連合参議院は、ただちに法案審議入りを自民党に求めるとともに、消費税廃止と国民の期待に應えるため一致結束して法案の成立をめざす。

二 海部内閣の見直し論は、国民を欺き、混乱を招く

海部自民党内閣は消費税は廃止しないと繰り返し明かして、消費税見直しの具体案はおろか、概要すらも明示していない。

平成二年度予算編成に間に合う見直し案をまとめるというが、参議院における与野党逆転の現実を踏まえるなら、今臨時国会に見直し法案を提出し、予算編成前に廃止か見直しかの議論を十分に行わないかぎり混乱は避けられない。

自民党は、免税点や簡易課税等の見直しは無理とし、税額表示方式の変更等を検討するかにいっているが、これらは小手先の手直しであり、非課税範囲の拡大も自民党自らがいつてきた財源対策と矛盾するものである。抜本的、「思いきつた見直し」案を一向に示さない姿勢は、大型間接税導入の公約違反に引き続き、国民を欺こうとするものに他ならない。

三 国民の審判は消費税の廃止である

先の参議院通常選挙における最大の争点は消費税の存廃であり、自民党の惨敗によって国民の審判は明らかである。税制改革はこの国民の審判、参議院選挙の結果をスタートラインとして議論されなければならない。消費税を廃止し、適切な財源対策を講ずるのが、責任ある与党・政府の対応であるべきであり、国民の負託に答え、一致して消費税の廃止、税制再改革に取り組んでいるわれわれと政府・自民党のどちらが国民の声を真摯に受け止めているかは明々白々である。

消費税の廃止、見直しについての世論調査の結果は拮抗しているときれるが、一方は廃止法案と代替財源を明示しているのであり、一方は何ら内容を示していない。海部内閣の姿勢を見れば、見直し論は同床異夢であり、国民の期待に反するものとなることは既に露呈されている。

#### 四 税制再改革基本法こそ国民合意の道

消費税の廃止は、税制再改革の前提条件であり、その環境整備の一環と捉えなければならない。税制の再改革に二年の時間をかけるなら消費税を廃止することなく、二年かけて消費税の見直しを進めるべきであるとの主張は的外れである。

われわれが提案している「税制再改革基本法」では、税制再改革の必要性、環境整備、基本原則、基本方針等が定められ、

資料 税制再改革を論議していく場として「国民税制改革協議会」の設置が規定されている。消費税導入を柱とした政府・自民党の税制改革に代わる税制再改革は、全国的な議論に基づき国民合意を形成し、国民に信頼される税制の構築をめざすものであり、税制再改革基本法の実現こそ国民合意の唯一の道である。

#### 〈資料4④〉

消費税廃止に係る法案等の共同提案について（八九・一〇・二四）

四党税制改革協議会

消費税廃止の国民の期待に応えるため、社会党・公明党・民社党・社民連及び連合参議院は、以下の法案を国会に提案し、終始一致結束して国会審議等に対処し、法案の成立をめざす。

一、国会提案する法案の概要

(1) 消費税法廃止法案関係Ⅱ三法案（既提案）

① 消費税法廃止法案Ⅱ消費税法を平成二年三月三十一日で廃止し、それに伴う経過措置を規定。

② 消費譲与税法廃止法案Ⅱ消費税法廃止に伴い消費譲与税法を廃止し、それに伴う経過措置を規定。

③ 地方交付税法改正案Ⅱ消費税法廃止に伴い消費税の交付税への算入を廃止し、それに伴う経過措置を規定。

(2) 税制再改革基本法案Ⅱ一法案（既提案）

消費税廃止後、税制再改革を実施する。そのため、国民税制改革協議会の設置、税制再改革の原則、基本方針等を定めるとともに、「税制改革法」は廃止する。

(3) 消費税廃止に係る代替財源法案Ⅱ五法案（一〇月二六日頃提案予定）

① 法人税法等改正案Ⅱ普通法人の基本税率の経過措置の延長、引当金圧縮等を含む法人課税、キャピタル・ゲイン課税、酒税・たばこ税等について立法する。

② 間接税復元のための法案Ⅱ物品税、通行税、入場税についてそれぞれ立法する。

③ 地方税法改正案Ⅱ電気税、ガス税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税について、その復元のため改めて立法するとともに、たばこ税の税率調整を行う。

（注）今国会に提出する税制関係法案は都合、九法案となる。

二、代替財源の内容について

(1) 位置付け

① 本来は消費税廃止、大型間接税に依存しない財源確保は政府の責任であるが、四党は政策責任、政策能力を示す立

場から提案する。

② 当面の税制改正で税収増を図る。併せて「税収見積り是非」に基づき、平成二年度以降の税収増の一部を代替財源に充てる。

\*消費税の平年度ベースの税収を五九、四〇〇億円として検討。(自動車)の経過税率を勘案すると六〇、七七〇億円)

(2) 具体的な改正事項

1 キヤピタル・ゲイン課税等

① 有価証券譲渡益課税等

ア、有価証券譲渡益課税の適正化(みなし譲渡利益率を七%(現行五%)とする。

イ、有価証券取引税の税率は正(株式第二種で〇・四〇(現行〇・三〇))とする等。

② 土地譲渡所得課税(短期・長期の譲渡所得区分を本則の一〇年(現行五年)に戻し、超短期譲渡所得に関する特例(取得二年以内)を延長する。

(注) なお、保有課税の改革については、国民税制改革協議会に対し、優先的な検討を要請し、その結論に基づき立法化を図る。 約六、二五〇億円

2 法人課税

① 普通法人の基本税率の経過措置(四〇%)を再改革期間中延長するとともに、その見合いにおいて支払配当軽減についても経過税率(三五%)を延長。

② 貸倒引当金は、その繰入れ率を実態に合わせ三年間で段階的に各業種概ね三分の一圧縮(政令)。賞与引当金は廃止を前提として、当面二年間で二〇%圧縮。

③ 受取配当益金不算入制度について、益金不算入割合を二年間で六〇%に圧縮。

④ 外国税額控除について国外所得割合の限度を八〇%に圧縮(政令)。

(注) 中小法人・協同組合等に対する軽減税率は現行法通り。また支払配当軽減税率については中小法人も含めて二五%(現行二六%)の税率を適用。約一三、八〇〇億円

3 その他  
相続税について一〇億円以上は税率七五%(現行七〇%)、贈与税は一億円以上について七五%とする。 約七〇億円

4 間接税

① 物品税は、旧課税品目を対象とし、全体の税率区分を一〇、八、六、四%の四段階として復元する。

旧第一種については旧税率一五%のものは一〇%、一〇%

のものは八%とし、旧第二種については、旧税率一五%超のものを八%、一〇%超一五%以下のものを六%、一〇%以下のものを四%とする。

② 酒税・たばこ税については、消費税分を従量方式にて税率を調整（増減なし）。

③ 通行税については、基本税率を五%（旧一〇%）、離島相互間または離島・本土間については三%（旧五%）として復元（離島等の特例は租特法）。

④ 入場税については、税率を五%（旧一〇%）とし、復元する。

（注）トランプ類税・砂糖消費税、印紙税については復元せず。

約一二、六九〇億円

国税計 約三二、八一〇億円

5 地方税

① 電気税については三%（旧五%）、ガス税については二%（旧二%）で旧免税点を復活させた上で復元（旧四、二%の軽減税率は設けない）。

② 料理飲食等消費税については、免税点（旧二、五〇〇円、五、〇〇〇円、現行五、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円）等を

含め現行特別地方消費税のフレームで税率一〇%（旧一〇%）で復元。

③ 娯楽施設利用税については、旧フレーム、税率のまま復元（負担増減ほぼなし）。

④ たばこ税の道府県・市町村分については税率調整を実施（負担の増減なし）。

（注）木材引取税については復元せず、不動産取得税は現行のまま。

（注）地方間接税復元以外の国税改正による地方税へのはね返り。

地方税計 約 六、五〇〇億円

（注）国税三税並びに国のたばこ税の増収に伴う交付税の増額は概ね六、〇〇〇億円と見込まれる。

（注）なお、地方間接税の復元による増収額と消費譲与税の平年度配分額の差額については、他の地方税収の増額状況を勘案しながら基本的に別途、交付税への特例加算措置を講ずるべきと考えるが、具体的な方法等については平成二年度の交付税の状況を見定めつつ検討することとするとともに、税制再改革においては地方税源及び交付税制度の充実を図るものとする。

\*以上、国税・地方税の改正（政令含む）による増収額は、平年度約四五、三一〇億円と見込まれる。

(3) 税収見積りの是正に基づく税収増による要補填額 一四、

〇九〇億円（自動車の経過税率を勘案すれば一五、四六〇億円）

① 昭和六三年年度の租税収入等決算額は五〇兆八、二六五億円であり、この決算をベースに税収見積りを是正すれば、平成元年度の予算額（五一〇、一〇〇）と予想される決算額（五四八、九二六）の差額は約三九、〇〇〇億円程度と見込まれ、これをベースとした平成二年度の税収見込額は、経済成長及び四党の税制改正による増減収を見込んで五七五、七七〇億円程度と推計され、今回提案の税制改正による増収額と消費税収入額との平年度の差額、一四、〇九〇（一五、四六〇）億円を補填しても、平成二年度以降の予算編成にはなんら支障は生じない。

② なお、税収見積の是正に伴う交付税の増収額は、平成元年度（決算）にあつては約九、三〇〇億円程度と見込まれ、平成二年度における交付税は一五兆円を超えると見込まれる（精算等含まず）。したがって、消費譲与税及び交付税への消費税の算入を廃止しても、地方税の増収と合わせて地

方交付税の総額は十分確保され、地方財政運営には支障をきたさない。

(注) 消費税廃止に伴う歳出負担額は皆減し、これも余裕財源となるが、これは他の歳出に振替えられるものと考えられる。

(注) 平成二年度の予算編成については上記の租税収入等を踏まえ、歳入・歳出が決定されていくべきと考え、その際、国の保有株式及び所有地等の適切な処分、歳出の見直しについても十分に勘案されるべきものと考え。

(注) 今回、四党及び連合参議院は税制改正を提案しているが、補正予算並びに平成二年度予算については別途、提言、提案の検討を進める。

\*以上の計数等については、いずれもさらに精査中であり、変更、移動する場合がある。

### 三 所得税減税法案について

四党及び連合参議院は、昭和六三年年度の税収決算等、最近の税収状況を勘案し、パート労働者等を主対象とする所得減税を実施するべく、以下の法改正案を準備し、作業は参議院法制局において完了している。

(1) 所得税法改正案―給与所得控除の引上げ、控除割合の改善

頭打ちの復活について定める（減税については平成元年から実施）。

(2) 租税特別措置法改正案Ⅱ家内労働の必要経費の最低保障額について、給与所得控除の引上げに伴い、同様の措置をとる。

この減税額は国税・地方税合わせて約一、〇〇〇億円となる見込みであった。しかし先般、内容においては若干不十分ではあるが政府改正案が国会に提出され、年末を控え一刻も早く減税法案の成立を期する必要があるとの判断から、今回は改正案の提案を見送ることとする。

(備考) 1. ▲は減収を示す。

2. 自然増収については別途試算する。

(注) 計数については、さらに精査中であり変更することがある。

消費税廃止・代替財源による増減収試算（未定稿）

（単位・億円）

増収計		減収計		増減税額	
1. 消費税の廃止		1. 消費税の廃止		▲五九四〇〇	
2. キャピタル・ゲイン等の適性化		2. 有価証券譲渡益課税の改正		▲一、三七〇〇	
3. 法人課税の改革		3. 基本税率等に対する経過措置		▲一〇〇〇〇	
4. 相続税等の税率改正		4. 贈与引当金の段階的圧縮		▲一、二〇〇〇	
5. 間接税関係		5. 受取配当金不算入割合の圧縮		▲一、三〇〇〇	
6. 地方税関係		6. 外国税額控除制度の改正		▲一、〇〇〇〇	
7. 地方税関係		7. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
8. 地方税関係		8. 物品税		▲一、〇〇〇〇	
9. 地方税関係		9. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
10. 地方税関係		10. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
11. 地方税関係		11. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
12. 地方税関係		12. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
13. 地方税関係		13. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
14. 地方税関係		14. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
15. 地方税関係		15. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
16. 地方税関係		16. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
17. 地方税関係		17. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
18. 地方税関係		18. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
19. 地方税関係		19. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
20. 地方税関係		20. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
21. 地方税関係		21. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
22. 地方税関係		22. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
23. 地方税関係		23. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
24. 地方税関係		24. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
25. 地方税関係		25. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
26. 地方税関係		26. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
27. 地方税関係		27. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
28. 地方税関係		28. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
29. 地方税関係		29. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
30. 地方税関係		30. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
31. 地方税関係		31. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
32. 地方税関係		32. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
33. 地方税関係		33. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
34. 地方税関係		34. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
35. 地方税関係		35. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
36. 地方税関係		36. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
37. 地方税関係		37. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
38. 地方税関係		38. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
39. 地方税関係		39. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
40. 地方税関係		40. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
41. 地方税関係		41. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
42. 地方税関係		42. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
43. 地方税関係		43. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
44. 地方税関係		44. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
45. 地方税関係		45. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
46. 地方税関係		46. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
47. 地方税関係		47. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
48. 地方税関係		48. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
49. 地方税関係		49. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
50. 地方税関係		50. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
51. 地方税関係		51. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
52. 地方税関係		52. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
53. 地方税関係		53. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
54. 地方税関係		54. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
55. 地方税関係		55. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
56. 地方税関係		56. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
57. 地方税関係		57. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
58. 地方税関係		58. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
59. 地方税関係		59. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
60. 地方税関係		60. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
61. 地方税関係		61. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
62. 地方税関係		62. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
63. 地方税関係		63. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
64. 地方税関係		64. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
65. 地方税関係		65. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
66. 地方税関係		66. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
67. 地方税関係		67. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
68. 地方税関係		68. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
69. 地方税関係		69. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
70. 地方税関係		70. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
71. 地方税関係		71. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
72. 地方税関係		72. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
73. 地方税関係		73. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
74. 地方税関係		74. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
75. 地方税関係		75. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
76. 地方税関係		76. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
77. 地方税関係		77. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
78. 地方税関係		78. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
79. 地方税関係		79. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
80. 地方税関係		80. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
81. 地方税関係		81. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
82. 地方税関係		82. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
83. 地方税関係		83. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
84. 地方税関係		84. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
85. 地方税関係		85. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
86. 地方税関係		86. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
87. 地方税関係		87. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
88. 地方税関係		88. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
89. 地方税関係		89. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
90. 地方税関係		90. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
91. 地方税関係		91. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
92. 地方税関係		92. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
93. 地方税関係		93. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
94. 地方税関係		94. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
95. 地方税関係		95. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
96. 地方税関係		96. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
97. 地方税関係		97. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
98. 地方税関係		98. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
99. 地方税関係		99. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
100. 地方税関係		100. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
101. 地方税関係		101. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
102. 地方税関係		102. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
103. 地方税関係		103. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
104. 地方税関係		104. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
105. 地方税関係		105. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
106. 地方税関係		106. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
107. 地方税関係		107. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
108. 地方税関係		108. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
109. 地方税関係		109. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
110. 地方税関係		110. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
111. 地方税関係		111. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
112. 地方税関係		112. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
113. 地方税関係		113. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
114. 地方税関係		114. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
115. 地方税関係		115. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
116. 地方税関係		116. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
117. 地方税関係		117. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
118. 地方税関係		118. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
119. 地方税関係		119. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
120. 地方税関係		120. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
121. 地方税関係		121. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
122. 地方税関係		122. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
123. 地方税関係		123. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
124. 地方税関係		124. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
125. 地方税関係		125. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
126. 地方税関係		126. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
127. 地方税関係		127. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
128. 地方税関係		128. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
129. 地方税関係		129. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
130. 地方税関係		130. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
131. 地方税関係		131. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
132. 地方税関係		132. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
133. 地方税関係		133. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
134. 地方税関係		134. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
135. 地方税関係		135. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
136. 地方税関係		136. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
137. 地方税関係		137. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
138. 地方税関係		138. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
139. 地方税関係		139. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
140. 地方税関係		140. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
141. 地方税関係		141. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
142. 地方税関係		142. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
143. 地方税関係		143. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
144. 地方税関係		144. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
145. 地方税関係		145. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
146. 地方税関係		146. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
147. 地方税関係		147. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
148. 地方税関係		148. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
149. 地方税関係		149. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
150. 地方税関係		150. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
151. 地方税関係		151. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
152. 地方税関係		152. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
153. 地方税関係		153. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
154. 地方税関係		154. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
155. 地方税関係		155. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
156. 地方税関係		156. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
157. 地方税関係		157. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
158. 地方税関係		158. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
159. 地方税関係		159. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
160. 地方税関係		160. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
161. 地方税関係		161. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
162. 地方税関係		162. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
163. 地方税関係		163. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
164. 地方税関係		164. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
165. 地方税関係		165. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
166. 地方税関係		166. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
167. 地方税関係		167. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
168. 地方税関係		168. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
169. 地方税関係		169. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
170. 地方税関係		170. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
171. 地方税関係		171. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
172. 地方税関係		172. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
173. 地方税関係		173. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
174. 地方税関係		174. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
175. 地方税関係		175. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
176. 地方税関係		176. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
177. 地方税関係		177. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
178. 地方税関係		178. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
179. 地方税関係		179. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
180. 地方税関係		180. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
181. 地方税関係		181. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
182. 地方税関係		182. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
183. 地方税関係		183. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
184. 地方税関係		184. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
185. 地方税関係		185. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
186. 地方税関係		186. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
187. 地方税関係		187. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
188. 地方税関係		188. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
189. 地方税関係		189. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
190. 地方税関係		190. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
191. 地方税関係		191. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
192. 地方税関係		192. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
193. 地方税関係		193. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
194. 地方税関係		194. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
195. 地方税関係		195. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
196. 地方税関係		196. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
197. 地方税関係		197. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
198. 地方税関係		198. 酒税		▲一、〇〇〇〇	
199. 地方税関係		199. 酒税		▲一、〇〇〇〇	

消費税廃止関連法案の立案・審議過程

〈資料5〉

参議院税制問題等に関する特別委員会委員名簿

(平成元.11.8現在)

氏名		会派	氏名		会派
委員長	中村太郎	自	委員	松浦孝治	自
理事	井上大吉	自	〃	守住有信	自
〃	杵掛哲男	自	〃	山岡賢次	自
〃	宮澤弘	自	〃	吉川芳男	自
〃	村上正邦	自	〃	穂上山篤	社
〃	稲村一夫	社	〃	上野文子	社
〃	及川昭次	社	〃	大柏照美	社
〃	本原秀男	公	〃	測上貞雄	社
〃	近藤忠孝	共	〃	測上昭雄	社
〃	古川三太郎	連合	〃	細前畑幸子	社
〃	寺崎昭久	民	〃	村田誠一	社
委員	伊江朝雄	自	〃	安恒良哲	社
〃	小野清	自	〃	山川順一郎	公
〃	大塚清人	自	〃	及川貞子	公
〃	鎌田要	自	〃	和田美典	公
〃	北修二	自	〃	和岡吉和	共
〃	久世堯	自	〃	高三井伸	連合
〃	佐々木満	自	〃	高平治信	民
〃	谷川寛三	自	〃	三平野清	参
〃	前島英三	自	〃	野末陳	税金
〃	松浦功	自			



消費税廃止関連法案の立案・審議過程

7 木	前	10:01	小野 清子	自	横溝克己(税) 弱者救済・物品税問題・高齢化社会・国民負担	後	5:04		
	後	1:01	永田 良雄	自		土地問題	後	0:00	
8 金	前	10:52	小野 清子	自	国民負担	後	6:48		
			山岡 賢次	自	地方財政・再改革期間・暫定措置・3年度以降の消費税取(中断)				
	後	3:21	*理事懇談会	自	物品税法案ミスの疑い	後	0:08		
			*理事懇談会	自	平成3年度以降の消費税取を地方財源とする旨の修正方針合意				
	11 月	前	10:11	山岡 賢次	自	予算を伴う法律案・法人税改正問題	後	7:29	
				吉岡 吉典	自	修正案合意・予算を伴う法律案に該当するかは検討課題とする			
		後	1:02	野末 陳平	共	法人税改正問題	前	11:59	
				*理事懇談会	自	代替財源不要・大型間接税・直間比率・改革協議会と修正			
		◇参議院本会議	12.11 月	後	4:36	見直し案問題・入場税復活問題・物品税問題	後	4:10	
						井上 吉夫			共
前畑 幸子						社			物品税の不公平・法案ミス・見直し案問題
細谷 昭雄						社			見直し案問題
矢原 秀男						公			自然増収・地方財政・改革協議会の役割・見直し案問題
吉岡 吉典						共			消費税廃止・消費税の目的・廃止に必要な法案
古川太三郎	連					消費者のための政策・見直し案問題			
昭久 孝	民					不公平税制・見直し案問題			
下村 参久	税					福祉ビジョン			
野末 陳平	税					年金改正と年金減税			
野末 陳平	税	年金減税							
及川 一夫	社	修正の動議の提出(計6件)							
内閣の意見の聴取	社	(大蔵大臣・自治大臣)							
宮沢 弘	自	反対討論							
上野 雄文	社	賛成討論							
常松 克安	公	賛成討論							
近藤 忠孝	共	廃止3法案及びこれに対する修正案賛成・他は棄権の討論							
古川太三郎	連	賛成討論							
寺崎 昭久	民	賛成討論							
討論終局									
採決									
順次9法案及びこれに対する修正案を採決、9法案可決又は修正									
議決すべきものと決する									
投票総数247票									
白色票(賛成)136票									
青色票(反対)111票									
修正議決									
税制再改革基本法案、法人税法等改正案、物品税法案									
起立採決									
過半数									
修正議決									
通行政法案、入場税法案、地方税法改正案									
起立採決									
過半数									
可決									
後			6:11						
◇衆議院本会議									
12.12 火	後	1:03	久保 亘	参	趣旨説明	後	5:00		
13 水	後	2:31	宮下 創平	自	再改革内容・代替財源案問題・法案ミス責任	後	5:30		
			野中 広務	自	地方財政・代替財源案問題・再改革問題・予算を伴う法律案				
			武蔵 山治	公	見直し案問題				
			坂口 力	民	見直し案問題				
			神田 厚	民	見直し案問題				
			松本 善明	共	見直し案問題・大型間接税・不公平是正・納税者番号制				
			討論終局						
採決									
順次9法案及びこれに対する修正案を採決、9法案可決又は修正									
議決すべきものと決する									
投票総数247票									
白色票(賛成)136票									
青色票(反対)111票									
修正議決									
税制再改革基本法案、法人税法等改正案、物品税法案									
起立採決									
過半数									
修正議決									
通行政法案、入場税法案、地方税法改正案									
起立採決									
過半数									
可決									
後			6:11						
◇衆議院税制問題等に関する調査特別委員会									
12.12 火	後	5:06	峯山 昭範	参	趣旨説明	後	5:30		
13 水	後	2:31	*理事会		質疑日程・時間配分で合意できず	後	2:47		
			*理事会		結論です				
			趣旨 伊平	自	議事進行に関する発言(休憩のまま散会)				
14 木	後	2:31	*理事会		結論です				

## 〈資料1〉

野党の税法案の問題点について（八九・一一・一七）

国会対策委員長 奥田 敬和

1 野党が提出した税制再改革基本法第八条において「国民税制改革協議会」の審議の結果をうけ、「内閣及び国会は速やかに所要の措置を講ずるものとする。」としている。

このことは「協議会」が、内閣、国会に対して法案提出を義務づけるものであり、行政府の付属機関が、行政の最終責任を負う内閣、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会に対して、優越する地位を得ることになり、現行の憲法体系と全く相容れないものである。

2 こうした指摘に対して、唯一の立法機関である国会は、自らを拘束する法律をもつことができる筈だ、との反論があるが、こうした発想は極めて危険である。

かつてワイマル共和国の議会において、ナチス・ヒットラーに全権を付与するとした法律をつくった結果、独裁政治の道を歩み、「共和国」の終焉をまねいた歴史を想起しなければならぬ。すなわち法の原則をはずした結果、民主主義の瓦解につながる危険を強く認識すべきである。

社会党のよって立つ思想の根底にある、議会制民主主義を

否定する全体主義的な傾向が、ここに露呈したと言わざるをえない。また、自らを「唯一の護憲政党」と称していながら、憲法違反が明らかな「法案」を公然と提出する姿勢は、憲法をないがしろにするものであり言行不一致といわざるをえない。

3 野党は、立法者の意思として、「講ずるものとする」とは、「最大限尊重する」との意味だと強弁している。

「講ずるものとする」とは「講ずる」と同義であるというのが通説であり、解釈論としては、多少の違いはあるにしても、義務的規定であることに変わりはない。

よって、立法者の意思がどのようなものであれ、ひとたび法律となつた以上、為政者の判断で法律は執行されてしまう。従つて、この問題は、文言の解釈によつて片づける性質のものでない。

まして、国会に対してまで、これを及ぼし、行政府の付属機関における結論が、どのような解釈であれ、国会の意思決定に影響を及ぼすのは、国会の自由な審議権を侵害するものであり、この意味で野党案は、憲法の基本原則に反し、議会制民主主義の自殺につながる危険な要素を含んでいる。

4 政策以前の民主政治の根本において、断じて容認できない、

野党の欠陥法案は即刻撤回し再提出されるべきである。

〈資料 8〉

自民党の審議拒否、誹謗中傷に対する抗議声明（記者会見）

（八九・一一・二〇）

日本社会党・護憲共同参議院国会対策委員長

野田 哲

参議院公明党・国民会議国会対策委員長

鶴岡 洋

連合参議院国会対策委員長

栗森 喬

民社党参議院国会対策委員長

橋本 孝一郎

一、消費税廃止、税制再改革九法案の審議が委員会において進んでいたが、税制再改革基本法第八条二項に規定する国民税制改革協議会の調査・審議報告に対する内閣及び国会の尊重規定について、自由民主党はこれは内閣及び国会を拘束する強制規定であるとして、憲法違反の疑義があり、法案を撤回しないかぎり審議に応じられないとし、審議拒否を続けている。

一、この問題は、一六日の自民党の宮沢委員の質問に対する提案者及び参議院法制局長の答弁で既に決着した問題である。

すなわち、提案者の立法意図は、国会で審議し、成立させた上で設置し、諮問する国民税制改革協議会であるので、その答申については内閣及び国会はその趣旨を最大限に尊重して欲しいという意思を込めた原則、方針であり、強制力、拘束力を法的にもつものでないことを明確に答弁している。また、参議院法制局長も尊重規定であり、拘束力はなく、憲法に抵触する恐れはないことを明確に答弁している。

一、さらに、提案者は答弁の中で、内閣法制局長官であった茂串氏、真田氏の国会答弁を引用し、具体的な法律の例を引いて、「する」「しなければならぬ」という表現と「ものとす」という表現には明確な相違があることを指摘した。また、二〇日の谷川質問において引用された同じく元内閣法制局長官であった佐藤氏、林氏の論文についても、これを熟読すれば強制力がないことは明らかである。特に、質問者自身が引用した林論文においては、「立法者の気持は「しなければならぬ」と同じくらいのつもりであったとしても、解釈論としては「しなければならぬ」よりはやや弱く、合理的な理由があれば、それに従わないことも許されるというような解釈がでてくる余地のあることもありうる」としている。

また、谷川委員の要求で出席、答弁した工藤内閣法制局長

の答弁も憲法違反であるとするものではなく、工藤氏の感想を述べているのに留まっている。よしんば、参議院法制局長と内閣法制局長官の見解が異なつたとしても、立法者の意思は明確であり、たとえ内閣法制局長官とはいえ、それをゆがめることはできない。

一、自民党は、ナチス・ヒットラーの例を引いてこの条項を憲法違反と非難し、特定党派（社会党）をさして「全体主義的な傾向が露呈した」としているが、これは悪質な誹謗中傷であり、提案者及び四党派は断じて容認できない。

自民党は、消費税廃止法案を何としても撤回・廃案に持ち込むため、手段を選ばぬ悪質な妨害工作にでているものであり、その背景には国民の消費税に対する批判を恐れ、また自ら公約した「見直し案」を国民に、いまもって堂々と示せないことを隠蔽しようとするものである。

我々は、このようなあまりにも理不尽な自民党の姿勢に対し、強く抗議し、断固たたかう決意である。

〈資料9〉

税制再改革基本法第八条をめぐる論点と提案者側の見解(八九・

一一・一二)

提案者 久保 亘、峯山昭範、笹野貞子、

勝木健司、佐藤三吾、太田淳夫、

小川仁一、梶原敬義

一、論争になっている箇所

四会派提出の「税制再改革基本法案」の第八条はつぎのようになっている。

第八条 協議会は、設置後二年以内を用途として、その調査審議の結果を、内閣総理大臣に対し、及び内閣総理大臣を経由して国会に対し、報告するものとする。

2項 内閣及び国会は、前項の報告を受けたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

論争になっているのは、この第2項の「速やかに所要の措置を講ずるものとする。」という規定である。

二、自民党の主張

一月一六日、宮沢委員は、この条項は、行政府の一付属機関である「国民税制改革協議会」が内閣及び国会を拘束する強制規定であるとし、とくに、国権の最高機関であり、国

の唯一の立法機関である国会の権限を侵すもので、憲法違反の疑いがあるとした。さらに、二〇日、谷川委員も佐藤、林両元内閣法制局長官の論文を引用しつつ同様の主張を繰り返した。

また、同一七日の奥田自民党国対委員長名の文書「野党の税法案の問題点について」のなかでは「野党の欠陥法案は即刻撤回し再提出されるべきである」としており、提案者及び四会派の審議促進の強い主張にもかかわらず、審議拒否をにつづけている。

三、提案者の見解

提案者の立法意図は、国会で審議し、成立させた上で設置し、諮問する国民税制改革協議会であるので、その答申については内閣及び国会はその趣旨を最大限に尊重して欲しいという意思を込めた原則、方針であり、強制力、拘束力を法的にもつものではないことを明確に答弁している。したがって、提案者の立法意図は、既にあきらかである。

加えて、提案者は、二〇日の答弁のなかで、内閣法制局長官であった茂申氏、真田氏の国会答弁を引用し、具体的な法律の例を引いて、「する」「しなければならぬ」という表現と「ものとする」という表現には明確な相違があることも指

料 摘し、法的に曲解させる危惧の余地はまったくないことも論

証した。

#### 資 四、中島参議院法制局長の答弁

さらに、宮沢議員がそれでもあえて質問の中で中島参議院法制局長に解釈を質したのに対し、法制局長はこの規定があくまでも法的拘束力、強制力をもつものではなく、憲法に何ら抵触する恐れはないことを明確に答弁した。

したがって、この問題は、一六日の宮沢質問をもって完全に決着したものであることを強調したい。

#### 五、工藤内閣法制局長官の答弁

二〇日、谷川委員の要求で出席した工藤内閣法制局長官の答弁は、「参考までに意見を」といわれたのでと断りつつ、「憲法に定める国権の最高機関であり国の唯一の立法機関である、こういうふうに定めておりますその国会の権能を侵すとも読まれるのでありますし、このような立法例はございませんし、また今日の憲法を頂点とする法体系の中では適當ではないのではないかと、かように考えております」としているが、違憲とも、違憲の恐れがあるとも言及したものではありません。

本来、議員立法の審議にさいし、内閣法制局長官の解釈を求めること自体、三権分立の建前から言って、立法府の権威

をおとしめる態度といわなければならぬ。

六、「するものとする。」という法文の表現を巡る諸説

#### (1) 茂申内閣法制局長官（昭和五一年四月七日。衆・予算委）

同長官の答弁は、日本原子力船開発事業団法附則二条の「廃止するものとする」の解釈をめぐり、事業団の存廃には廃止の手續が必要かどうかの質問に答えたもので、つぎのようになっている。「この規定は、その定められた期限内にこの法律を廃止することについての立法者の意図、方針をあきらかにしたものでございまして、……」

この答弁では、「するものとする。」の解釈は「しなければならぬ」とは同義ではなく、立法者の意図や方針を表すものとされているのである。

#### (2) 真田同長官（昭和五二年二月一二日。衆・予算）

同長官の答弁も、おなじく、上記事業団の存廃をめぐり、次のように答えている。「これは五年内に廃止する方針であるという立法の政策、方針を宣明したものでございまして、……」

この答弁でも、「するものとする。」が強制規定ではないことが明らかにされている。

#### (3) 佐藤達夫同長官（「新版法制執務提要」）

この中で、同氏は、「するものとする。」の表現は、「しなければならぬ。」と同義語として使用される場合もあるが、一般には、一般的の原則なり、方針なりを示すという気持が強い場合に多く用いられる、と述べている。

(4) 林修三同長官（「法令用語の常識」）

「ものとする」の用法は、必ずしも一樣ではないが、解釈論としては、「しなければならぬ」よりは弱く、合理的な理由があれば、それに従わないことも許されるということもある、と述べている。

以上のように、歴代の内閣法制局長官の解釈によれば、「するものとする。」という表現は、強制あるいは義務規定ではないことを明らかにしている。提案者は、このような見地からこの文言を用いたものである。

七、提案者の立法意図と正しい解釈

(1) 国民税制改革協議会は、国家行政組織法第八条の審議会である。

一般論として、国家行政組織法第八条に基づく審議会の報告は行政府を拘束する法的拘束力はないといわれている。

第八条により設置される審議会の答申が拘束力をもつ場合があるのは、必ずその設置法において「……これを尊重して、必

要な措置をとらなければならない」と規定されている場合である。

例えば、運輸省設置法第七条第二項では「運輸大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重して、必要な措置をとらなければならない」

自治省設置法第一条第二項「自治大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重して必要な措置をとらなければならない」

電波法第九九条の一三第二項「郵政大臣は、前項の勧告を受けたとき、その内容を公表するとともに、これを尊重して必要な措置をしなければならない」とある。

したがって諮問機関たる国民税制改革協議会の性格とその報告のもつ法的性格は議論の余地がない。

(2) 国民税制改革協議会の報告は、第八条第一項にあるように、内閣総理大臣と国会とになされる。ここで「内閣総理大臣に対し、及び内閣総理大臣を経由して国会に対し」というのは、内閣に設置される機関であるところからその長である内閣総理大臣に対して報告するのは当然としても、事柄の性格（法律で設置し、法律によって諮問する）から国会に対しても報告するのが妥当と考えたからである。この場合に、人事院のような独

料 立行政機関であれば、国会に対し直接報告を行う法制も考えられようが、同協議会は、国家行政組織法第八条機関であるので、内閣総理大臣を経由する手続きとしたものであり、この意味でも提案者の立法方針は明確である。

(3) 国家行政組織法第八条機関のなかで、再改革法第八条第二項のように、内閣と国会に対する尊重規定を定めた法案はこれまで例がなく、初めての法案である。この場合のように、前例を参照できない法文解釈については、提案者が議事録に「法文の解釈」を宣明すれば、それが成立後の法律の解釈の重要な指針となるものと考ええる。

(4) 「所要の措置」に関する自民党の解釈は、狭いだけでなく、提案者の意図とはまったく異なったものである。提案者は、「所要の措置」とは内閣に対して行政手続きや立法手続き、立法府に対して立法措置を促すことだけを定めたものではなく、もっと広義の意味で、国民税制改革協議会の報告を受けた後の、報告の検討や立法に関する調査その他必要に応じた法律家の提出などあらゆる措置のことをさしている。

しかも、立法府である国会は自らの判断で審議会たる協議会の報告を受け止めるものであり、これは拘束力、強制力というような議論とは無縁のものである。

(5) 税制の再改革は、「消費税の創設を中心とする先の税制改革に代えて行う」(第一条・目的)ものであり、それは、「消費税の創設を中心とする先の税制改革が広く国民の理解と信頼を得た上で行われたもの」とはいない難い状況にかんがみ、かつ、消費税が廃止されることを踏まえ、国民の合意に基づき」(第二条・趣旨)行われるものである。そして、そのために議員立法をもつて制定する基本法である以上、協議会の報告もただ行政府に委ねるだけでなく、報告を受けて議員立法として提案する場合やあるいは報告について審議する等の立法府としての積極的関わり之余地を残したものである。

八条二項の文言は、いうまでもなく、税制再改革基本法全体の趣旨のなかにおいて読むべきものであり、提案者の立法意図、その合憲性は明白である。

自民党のこの条項に対する反応は極めて不可解であり、奥田「見解」がナチス・ヒットラーまで持ち出していることを見ても異常といわざるを得ない。

〈資料10〉

議長への法案修正申入れ（八九・一一・二七）

日本社会党・護憲共同

議員会長 赤桐 操

公明党・国民会議

議員団長 三木 忠雄

連合参議院

代 表 山田耕三郎

民社党・スポーツ・国民連合

議員会長 田淵 哲也

参議院議長 土屋 義彦 殿

平成元年九月二十八日私たち四会派から、久保亘君外七名の発議者によって提案し、現在「税制問題等に関する特別委員会」において審議されている法案中「税制再改革基本法（参第四号）」につきまして、左記のように改めさせていただきますので、議長においてよろしくお取りはからい下さいますようお願い致します。

記

税制再改革基本法（参議院第四号）中

第八条第一項中「及び内閣総理大臣を経由して国会に対し」

を削除し、同第八条二項中「内閣及び国会」は「内閣総理大臣」に、「速やかに所要の措置を講ずるものとする」を「これを尊重しなければならない」とそれぞれ改める。

## 〈資料11〉

## ○ 消費税廃止関連9法案－「法案ミス」・正誤・修正事項

	関係法案	事項・内容	経 過	最終処理
①	地方税法の一部を改正する法律案	電気税が非課税となる対象製品からりん化合物を除くべき		11.2 正誤
②	同上	「併料」は「併科」の誤り		11.2 正誤
③	法人税法等の一部を改正する法律案	「端教」は「端数」の誤り		11.6 正誤
④	物品税法案	「前条」は「前項」の誤り		11.6 正誤
⑤	同上	「それぞれの月」は「それぞれその月」の誤り		11.6 正誤
⑥	通行税法案	「あつたとき」は「あつたとき」の誤り		11.7 正誤
⑦	消費税法を廃止する法律案	仕入れ税額控除をする場合等に普通乗用自動車に適用される6%の特例税率の規定がない	11.9 明らかになり、正誤手続きをとる	12.11 修正
⑧	物品税法案	物品税を沖繩の観光免税対象とすべきところ該当規定がない	11.13 理事会で問題にされる 法案撤回要求	
⑨	同上	課税物品中軽自動車の規格が平成2年1月改正前のままとされている	11.14 発議者から釈明	
⑩	税制再改革基本法案	8条により改革協議会から報告を受けたときは内閣及び国会は「速やかに所要の措置を講ずるものとする」とされるのは憲法違反ではないか	11.16 宮沢質問、参議院法制局長答弁 11.20 谷川質問、内閣法制局長官答弁、空転 11.22 4会派見解発表 11.24 国対で修正合意 11.27 4会派代表者から議長に修正申入れ	12.11 修正
⑪	法人税法等の一部を改正する法律案	相続税及び贈与税の税率引上げの施行日が平成2年4月1日とあるのは、2年又は3年の1月1日とあるべき	11.17 理事懇談会で出される 11.24 国対で修正合意	12.11 修正
⑫	消費税法を廃止する法律案	引用条項第十三条「第五項」は「第三項」の誤り	11.17 理事懇談会で出される 正誤扱い含みで先送り	11.27 正誤
⑬	法人税法等の一部を改正する法律案	「前項」は「同項」の誤り	11.20 非公式折衝で出される 正誤扱い含みで先送り	11.27 正誤
⑭	消費税法を廃止する法律案	「輸入」は「輸入」の誤り	11.27 谷川質問で指摘	11.29 正誤
⑮	消費譲与税法を廃止する法律案	平成3年度以降の消費税収入も地方に譲与すべき	12.7 松浦質問で指摘・主張 理事懇談会で修正方向	12.11 修正

消費税廃止関連法案の立案・審議過程

⑯	地方交付税法の一部を改正する法律案	平成3年度以降の消費税収入も地方交付税に算入すべき	12.8 理事懇談会で修正合意	
⑰	税制再改革基本法案	臨時脳死臓器移植調査会法が先に成立したことに伴う整理を行う	12.8 理事懇談会で合意	12.11 修正

〈資料12①〉

消費税法を廃止する法律案に対する修正案要旨

普通乗用自動車に対する特例税率に関し、附則第十条第一項及び第十四条第一項の規定の整備を行うこと。

〈資料12②〉

消費譲与税法を廃止する法律案に対する修正案要旨

平成三年度以後の消費税収についても、消費譲与税として地方公共団体に譲与するものとし、当該譲与額は、当該年度分の地方交付税の基準財政収入額に算入するものとする。

〈資料12③〉

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案要旨

平成三年度以後の消費税の収入額についても、その一定割合を地方交付税とするものとする。

〈資料12④〉

税制再改革基本法案に対する修正案要旨

一 第八条第一項中「、及び内閣総理大臣を経由して国会に対し」を削り、同条第二項中「内閣及び国会」を「内閣総理大臣」に、「速やかに所要の措置を講ずるものとする」を「これ

を尊重しなければならない」に改めること。

二 臨時脳死及び臓器移植調査会設置法が平成元年十二月一日に成立したことに伴い、附則第四項を追加し、同法の規定の整理を行うこと。

〈資料12⑤〉

法人税法等の一部を改正する法律案に対する修正案要旨

相続税法の改正規定の施行期日及び経過措置の適用区分に係る期日を平成三年一月一日に改めること。

〈資料12⑥〉

物品税法案に対する修正案要旨

一 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十五条第一項（関税等の特例）に物品税を加えること。

二 軽自動車の範囲について、別表のうち課税物品表のうち第二種の物品第七号中「三三〇センチメートル」・「五五〇立方センチメートル」とあるのを「三三〇センチメートル」・「六六〇立方センチメートル」とそれぞれ改めること。

〈資料13〉

明 消費税廃止関連九法案の審議未了、廃案に関する共同声

(八九・一二・一五)

日本社会党・護憲共同

国会対策委員長 大 出 俊

公明党・国民会議

国会対策委員長 坂 井 弘 一

民社党・民主連合

国会対策委員長 吉 田 之 久

一、われわれ三党派と連合参議院の共同提案にかかる参議院提出の消費税廃止関連九法案は、絶対多数を背景とする自民党のグリ押しにより、本日の衆議院税制問題調査特別委員会における討論、採決を経ることなく審議未了、廃案となった。これは民意を無視し、参議院の院議を踏みにじるものであり、断じて容認できない。その責任はあげて自民党にある。

一、消費税廃止関連九法案に対する政府、自民党の態度は、参議院の審議途中にもかかわらず、自民党国対委員長が「審議未了、廃案」を公言したことに象徴されるように、初めに「廃案ありき」の不当なものであった。しかも会期末における与

〈資料14〉

○ 第118回国会消費税関連法案の衆議院における審議過程 (平成2年2月27日～6月26日)

- 1 法案 消費税法を廃止する法律案 (第118国会衆法第4号) 発議者
- |                           |         |         |
|---------------------------|---------|---------|
| 消費譲与税法を廃止する法律案 (衆法第5号)    | 伊藤 茂(社) | 中野寛成(民) |
| 地方交付税法の一部を改正する法律案 (衆法第6号) | 森井忠良(社) | 菅 直人(進) |
| 税制再改革基本法案 (衆法第7号)         | 中村正男(社) | 宮地正介(公) |
|                           | 元信 堯(社) | 神崎武法(公) |
- 平成2年4月19日提出  
消費税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第10号)  
平成2年3月6日提出
- 2 衆議院税制問題等に関する調査特別委員会 (平成2年5月17日設置)
- |     |          |          |          |          |          |  |  |  |  |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|--|--|--|--|
| 委員長 | 山崎 拓(自)  |          |          |          |          |  |  |  |  |
| 理事  | 加藤 紘一(自) | 工藤 巖(自)  | 関谷 勝嗣(自) | 中西 啓介(自) | 中村正三郎(自) |  |  |  |  |
|     | 村山 富市(社) | 和田 静夫(社) | 渡部 一郎(公) |          |          |  |  |  |  |
| 委員  | 伊吹 文明(自) | 内海 英男(自) | 太田 誠一(自) | 奥野 誠亮(自) | 金子 一義(自) |  |  |  |  |
|     | 小泉純一郎(自) | 小杉 隆(自)  | 桜井 新(自)  | 笹川 堯(自)  | 鈴木 宗男(自) |  |  |  |  |
|     | 田原 隆(自)  | 高島 修(自)  | 鳩山由紀夫(自) | 林 義郎(自)  | 平沼 赳夫(自) |  |  |  |  |
|     | 吹田 晃(自)  | 藤井 裕久(自) | 町村 信孝(自) | 村井 仁(自)  | 村上誠一郎(自) |  |  |  |  |
|     | 村山 達雄(自) | 柳沢 伯夫(自) |          |          |          |  |  |  |  |
|     | 大木 正吾(社) | 敬治(社)    | 嶋崎 讓(社)  | 鈴木喜久子(社) | 筒井 信隆(社) |  |  |  |  |
|     | 戸田 菊夫(社) | 中沢 健次(社) | 早川 勝(社)  | 武藤 山治(社) | 安田 修三(社) |  |  |  |  |
|     | 渡辺 嘉蔵(社) | 井上 義久(公) | 輝二(公)    | 日笠 勝之(公) | 山田 英介(公) |  |  |  |  |
|     | 正森 成二(共) | 吉井 英勝(共) | 中井 治(民)  | 江田 五月(進) |          |  |  |  |  |

3 審議経過

月日	時刻～始	対象	質疑者等	時刻～終
◇衆議院本会議				
6.11 月	後 1:00	見直し案趣旨説明 廃止法案趣旨説明 両案質疑	橋本大蔵大臣 伊藤 茂(社) 塩川正十郎(自)、嶋崎 譲(社)、佐藤敬治(社) 山田英介(公)、木島日出男(共)、伊藤英成(民)	後 4:58
◇衆議院税制問題等に関する調査特別委員会				
5.17 木	後 3:19		委員長互選・理事選任	後 3:23
6.11 月	後 5:04	廃止法案趣旨説明 見直し案趣旨説明 公聴会決定	神崎武法(公) 橋本大蔵大臣	後 5:16 後 0:01
12 火	前 10:00 後 1:00	廃止法案	加藤紘一(自)、伊吹文明(自) 町村信孝(自)、村山富市(社)、矢追秀彦(公) 吉井英勝(共)、中井 裕(民)、江田五月(進)	後 6:05 後 0:01
13 水	前 10:00 後 1:00	見直し案	村上誠一郎(自)、村井 仁(自) 金子一義(自)、鳩山由紀夫(自)、武藤山治(社) 渡部一郎(公)、吉井英勝(共)、伊藤英成(民)	後 6:01 前 11:54
14 木	前 10:00 後 1:00	廃止法案	柳沢伯夫(自)、小杉 隆(自) 小杉 隆(自)、鈴木喜久子(社)、井上義久(公) 藤井裕久(自)、中沢健次(社)、町村信孝(自)	後 6:07 後 0:01
15 金	前 10:00 後 1:09	見直し案	和田静夫(社) 日笠勝之(公)、筒井信隆(社)、正森成二(共) 和田一仁(民)	後 6:12
16 土	前 10:00	公聴会	公述人：河野光雄、牛嶋正、小早川新、中村紀伊 質疑者：関谷勝嗣(自)、鈴木喜久子(社)、山田英介(公) 正森成二(共)、中井 裕(民)	後 0:04
	後 1:00		公述人：大島隆夫、山本守之 質疑者：工藤 巖(自)、渡辺嘉蔵(社)、山田英介(公) 吉井英勝(共)、中井 裕(民)	後 2:38 前 11:55
18 月	前 10:00 後 1:00	見直し案	早川 勝(社)、大木正吾(社) 大木正吾(社)、小谷輝二(公)、渡辺嘉蔵(社) 東中光雄(共)、正森成二(共)、柳田 稔(民)	後 6:05 前 11:58
19 火	前 10:00 後 1:01	廃止法案	太田誠一(自)、村井 仁(自)、原田徳昭(自) 安田修三(社)、遠藤和良(公)、真鍋光広(自)	後 5:00 後 0:36
20 水	前 9:30	仙台	江田五月(進)、戸田菊雄(社)、野田 実(自) 委員派遣(地方公聴会) 意見陳述者：竹澤清隆、佐竹元春、千坂俱雄、野崎 明、針生弘吉、松沢建男	後 1:01
21 木	前 10:00 後 2:01	廃止法案 見直し案	小泉純一郎(自)、渡辺嘉蔵(社)、井上義久(公) 正森成二(共)、高木義明(民)、江田五月(進) 工藤 巖(自)、鈴木喜久子(社)、中沢健次(社) 安田修三(社)、戸田菊雄(社)、日笠勝之(公) 渡辺一郎(公)、吉井英勝(共)、中井 裕(民) 江田五月(進)	後 9:07
◇衆議院本会議				
22 金	後 1:00	委員長報告 討論 討論終局 採決	山崎 拓委員長 山花貞夫(社) 廃止 4 案賛成・見直し案反対 関谷勝嗣(自) 反対・ 賛成 浅井美幸(公) 賛成・ 反対 古壁実吉(共) 廃止 3 案賛成・再改革基本法案と見直し案反対 神田 厚(民) 廃止 4 案賛成・見直し案反対	後 2:32
		採決	廃止 3 案 記名投票 投票総数 484 白票(否) 270 青票(可) 214 否決 再改革基本法案 起立採決 否決 見直し案 記名投票 投票総数 487 白票(可) 273 青票(否) 214 可決	後 2:32

※ 見直し案は参議院に送付され、審議未了

野党の公平な審議の保障を妨害する日程に固執し、委員長職権で自民党単独で委員会開会を強行し、あまつさえ発議者に誹謗中傷を加えるなど、まさに党利党略を優先する態度に終始した。これは自民党の「消費税見直し」に対する野党の批判を恐れたものにはかならない。

一、消費税廃止関連九法案は、参議院選挙における民意に応えた画期的な議員立法であり、それが二院制度下の参議院で可決された意義は筆舌をこえる大きな意義がある。われわれは、この国民的期待に応えるため、来るべき総選挙で自民党を過半数割れに追い込む決意であることを、ここに共同で声明する。

〈資料15〉

消費税廃止法案提出に伴う代替財源に関する統一の見解

(九〇・四・一九)

日本社会党政策審議会・公明党政策審議会  
民社党政策審議会・社会民主連合政策審議会

1 提出する法案

(1) 日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党、進歩民主連合の四会派は、連合参議院とも協議、連携をとりつつ、今特別国会に衆議院において、先般の総選挙に際する公約である消費税廃止法案を提出する。

(2) 提出する議案は、消費税法を廃止する法律案、消費譲与税法を廃止する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案の廃止三法案並びに消費税を廃止することを踏まえ実施されるべき税制の再改革に係る税制再改革基本法案の四法案となる。

2 消費税廃止に係る税収減

提出する廃止三法案の施行期日は、平成二年一〇月一日としている。したがって、廃止後においては消費税収入は基本的に皆減することとなるが、その減収額は、平成二年度においては概算二兆五二〇〇億円程度(一般会計分約二兆円)、平成

三年度概算六兆三九〇〇億円程度と見込まれる（一般会計分約五兆一一〇〇億円）。

### 3 当面の代替財源についての考え方

(1) 消費税廃止に係る代替財源については、既に昨年の国会に代替財源五法案として参議院に提出し、参議院で可決成立後、衆議院に送付された。

(2) 昨年の臨時国会においては、予算案も提出されていなかったが、今国会においては平成二年度政府予算案が国会に提案されている。今国会においては、政府の消費税見直し法案も提案されているが、とくに代替財源法案は提出されていない。

(3) 消費税廃止に係る代替財源については、基本的に昨年の第一一六臨時国会に提案した代替財源を踏襲する。ここにそのフレームを明示し、それを踏まえて平成二年度政府予算額の組み替えを要求する。

(4) 代替財源法案については、消費税廃止法案が成立した時点で提出するものとする。

(5) 我々は、消費税について経過措置等の関係からやむを得ず廃止法案の施行期日を一月一日としたものであり、したがって平成二年度政府予算案中、一〇月以降の消費税の計上については同意できない。これは地方交付税についても同様であ

る。

(6) なお、消費税を廃止しても、我々の代替財源案と税収見積是正等によって財政的に何ら支障は生じない。ただし、政府においても平成二年度中に土地税制の抜本改革案について成案を得るとしており、我々も平成三年度から実施を前提として土地税制の抜本改革に着手する決意である。

また、消費税廃止について与野党で一致するならば代替財源については、我々の提案のみに固執せず、不公平税制の是正を一層進めるなど協議に応ずる用意がある。

消費税廃止に伴う代替財源案について（第一次案）

消費税廃止に係る代替財源は、先の臨時国会において参議院で可決された関連法案を基本的に踏襲する。

〔国税〕

1 有価証券譲渡益課税について、みなし譲渡利益率を七％（現行五％）とする。

2 有価証券取引税の税率は、株券等の第二種に対する税率を〇・四％（現行〇・三％）とするなど引き上げる。

3 物品税については、四％・六％・八％・一〇％に税率を調整した上で復元する。

- 4 酒税については、消費税分を上乗せした税率調整を行う。
  - 5 たばこ税については、消費税分を上乗せした税率調整を行う。
  - 6 通行税は、基本税率を五%（旧一〇%）、離島相互間又は離島・本土間については三%（旧五%）として復元する。
  - 7 入場税は、税率を五%（旧一〇%）として復元する。
  - 8 相続税・贈与税については、最高適用税率を七五%（現行七〇%）に引き上げる。
  - 9 法人税の基本税率を特例的に二・五%上乗せし、四〇%（現行三七・五%）に引き上げる。
  - 10 貸倒引当金の繰り入れ限度額を三年で三分の一程度圧縮する。
  - 11 賞与引当金を一〇年で廃止する。
  - 12 受取配当益金不算入割合を六〇%に圧縮する。
  - 13 外国税額控除制度の適正化を実施する。
- （注）1〜7については二年一〇月一日から、8については三年一月一日から、9〜13については三年四月一日から実施する。
- 〔地方税〕
- 1 電気税については、税率三%（旧五%）で、旧免税点を復元する。
  - 2 ガス税については、税率二%で、旧免税点を復活させた上で復元する。
  - 3 料理飲食等消費税については、免税点五〇〇〇円・一万円・税率一〇%で復元する。
  - 4 娯楽施設利用税については、完全復元する。
  - 5 地方たばこ税については、現行税負担を変更させないよう消費税分の税率調整を行う。
- （注）以上の改正は、二年一〇月一日から実施する。